

令和5年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和5年11月28日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 5番 臼井 光昭君
6番 小林千江子君 7番 室伏 辰彦君
8番 鈴木 豊君 9番 藺田 豊造君
10番 渡辺 悦郎君 11番 米山 千晴君
12番 岩田 治和君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 4番 牧野 恵一君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
福祉長寿課長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
健康増進課長	山本 智春君	農 林 課 長	湯山 光司君
都市整備課長	遠山 洋行君	建 設 課 長	込山 次保君
上下水道課長	山口 幸治君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君

散 会 午後0時48分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第4号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 町長提案説明
- 日程第5 報告第12号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第6 議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議案第86号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第8 議案第87号 御殿場市小山町土地開発公社の定款の変更について
- 日程第9 議案第88号 工事請負契約（変更）の締結について
（令和4年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工
事）
- 日程第10 議案第89号 工事請負契約（変更）の締結について
（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）
- 日程第11 議案第90号 財産を支払手段として使用することについて（変更）
（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）
- 日程第12 議案第91号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第92号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第93号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第15 議案第94号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第95号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第96号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第97号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第98号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第99号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 日程第24 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第105号 小山町健康福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 選挙第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。牧野恵一君は本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和5年第6回小山町議会12月定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 藺田豊造君、10番 渡辺悦郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの17日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 発議第4号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 発議第4号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） ただいま議題となりました発議第4号 小山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております条例は、総務省通知に基づき、押印等に関し見直しを行った結果、本条例に改正が必要となったため、小山町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、同条例に規定されている様式1号及び様式2号における押印の表記を削るものであります。

なお、この条例の施行日は、令和6年1月1日としております。

提出者、米山千晴。賛成者、石原和美、池谷 元、平野正紀、白井光昭、小林千江子、室伏辰彦、鈴木 豊、菌田豊造、渡辺悦郎、岩田治和。

よろしく御審議のほど御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員です。また、議会改革調査特別委員会及び議員懇談会において、審議、了承を得ておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本発議は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第12号から議案第110号までの27議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和5年第6回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、債権放棄の報告1件、和解及び損害賠償の額の決定1件、静岡県市町総合事務組合の規約の変更1件、御殿場市小山町土地開発公社の定款の変更1件、工事請負契約（変更）の締結2件、財産を支払手段として使用することについて1件、条例の廃止、制定、一部改正9件、給与の改定に伴う補正予算5件、町道路線の認定1件、補正予算5件の合計27件

であります。

初めに、報告第12号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条第2号の規定により報告するものであります。

次に、議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、菅沼地区の普通河川堀城川に隣接する家屋の損傷における和解及び損害賠償の額につきまして、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の変更は、本組合の構成団体である浜名湖競艇企業団の名称が、令和6年4月1日から「浜名湖ボートレース企業団」に変更することに伴うもので、この組合規約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号 御殿場市小山町土地開発公社の定款の変更についてであります。

今回の定款の変更は、本町が御殿場市小山町土地開発公社から脱退することに伴うもので、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、この定款の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事の変更請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

(仮称)小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の財産を支払手段として使用することについて、工事請負契約の変更に伴い、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第91号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町職員の給与に関する条例、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第92号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

小山町の特別職の期末手当の支給月数は、平成22年度の集中豪雨からの復旧を考慮し、引上げ改定があっても、平成22年度から令和3年度まで据え置いてきました。令和4年度に0.1月分引き上げましたが、その支給月数は、県内他市町の支給月数の中でも低い水準となっております。

人事院勧告や県内の特別職の期末手当の支給状況等を勘案し、適正な水準となるよう、特別職の期末手当の支給月数を現行の4.05月から0.45月引き上げ、4.5月とするため、改正を行うものであります。

次に、議案第93号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を現行の3.6月から3.7月に引き上げるものであります。既に本年6月の期末手当が支給されていることから、12月の期末手当の支給月数を現行の1.85月を0.1月引き上げ1.95月として、令和6年4月以降の期末手当について、6月支給分を1.80月、12月支給分を1.90月とし、年間合計を3.7月とするものであります。

次に、議案第94号から議案第98号までについては、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正予算であります。

いずれも人件費関係の補正であり、補正の内容は、人事異動による増減、退職・育児休業等に係る減、会計年度任用職員の任用増に係る増及び人事院勧告による給与改定に伴うもの等であります。一般会計の人件費が、全体として減額となっており、国民健康保険特別会計の増額及び介護保険特別会計の減額を繰入金として計上し、それらの差額を予備費で調整するものであります。

また、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の増減額は、ただいま申し上げたとおり、一般会計の繰入金で調整するものであります。

次に、水道事業会計につきましては、既定の予算総額から収益的支出を174万1,000円減額し、総額を3億8,335万5,000円とし、資本的支出を84万8,000円増額し、総額を3億5,308万2,000円とするものであります。

また、下水道事業会計につきましては、既定の予算総額に収益的支出を81万3,000円増額し、総額を2億5,637万1,000円とするものであります。

次に、議案第99号 町道路線の認定についてであります。

本案は、民間事業者の宅地造成に伴い整備された開発地区内の道路を町道として認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例についてであります。

本案は、小山町上野工業団地造成事業について、造成工事及び土地の引渡し完了したことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであ

ります。

本案は、総務省通知に基づき、押印等に関し統一基準を設けて例規見直し作業を行った結果、複数の条例について改正が必要となったことから、これらの条例について一括改正を行うものがあります。

次に、議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてであります。

本案は、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、寄附活用事業に要する後年度の経費に充てるため、基金条例を制定するものであります。

次に、議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

本案は、上野工業団地の地区計画の区域内における建築物の制限につきまして、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたこと等を受け、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、健康福祉会館のリラクゼーションスタジオの休日を月曜日から水曜日に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第106号から議案第110号までについては、一般会計のほか、三つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。

初めに、議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,232万8,000円を追加し、歳入歳出総額を134億9,315万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加をするものであります。

次に、議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出総額を19億2,001万円とするものであります。

次に、議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ451万円を追加し、歳入歳出総額を22億7,895万円とするものであります。

次に、議案109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出総額を9,281万円とするもので

あります。

次に、議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。
収益的支出を470万円増額補正するものであります。

以上、今定例会に提案いたしました27議案につきましての提案説明を終わります。

なお、議案第86号、議案第92号、議案第93号及び人件費のみの補正予算であります議案第94号から議案第98号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第5 報告第12号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 報告第12号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 報告第12号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

議案書は3ページであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

今回放棄した債権の件数は1件、金額は93万2,350円であります。

その内訳は、表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第5号に該当します、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるためであります。

報告は以上であります。

すみません、答弁の方を訂正いたします。

第11条第1項第5号と申しましたが、第1号に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第85号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであり

ます。

議案書は4ページからであります。

本案は、菅沼地先の普通河川堀城川に隣接する家屋の損傷に対し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

概要についてであります。

本年7月、町が管理する普通河川堀城川の護岸背面の土砂が吸い出されたことにより、河川に隣接します宅地の地盤の一部が陥没し、それに伴い家屋の基礎が沈下したため、浴室の外壁や床等が損傷したとの通報を受けて、現地を確認いたしました。

町では、これまでも根継工による河川護岸の修繕等を実施してまいりましたが、今回の家屋損傷は、河川護岸背面の土砂吸い出しにより発生したものと考えられることから、町が修理費用を負担することとし、損害賠償の額につきましては218万1,762円と算定されました。

なお、損害賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額が補填されることとなります。

今後は、河川の維持管理につきまして、これまで以上に細心の注意を払い、安全・安心の確保に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第86号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 御殿場市小山町土地開発公社の定款の変更について

○議長(遠藤 豪君) 日程第8 議案第87号 御殿場市小山町土地開発公社の定款の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第87号 御殿場市小山町土地開発公社の定款の変更についてであります。

議案書は7ページからになります。

本案は、本町が御殿場市小山町土地開発公社から脱退することに伴い、定款変更について両市町とも議会の議決を求めるものであります。なお、議決を経た後、県へ認可申請を行うものであります。

主な内容について説明いたします。

改正後は、御殿場市単独の定款となるため、本町に関わる部分を削除するものであります。

初めに、定款の題名及び第2条、第3条から小山町を削り、第5条では本町の理事の数を除くため、16人から10人に変更いたします。

第18条及び第23条、第24条は、本町が脱退することに伴う条文の変更であります。

なお、附則において、施行期日を令和6年4月1日としておりますが、第6条第3項及び第4項、第15条第1項第4号並びに第18条第1項の変更の規定については、静岡県知事の認可を受けた日から施行するものであります。

説明は以上です。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(藪田豊造君) 2点ばかりお伺いします。

まず、1点目は、この後、開発公社にまた復帰するようなことがあるのかないのか。

それと、残余の財産は御殿場市に帰属するとありますけれども、解散したときであっても出資金があるんだけど、その出資金はどうなるのか。

以上についてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 藪田議員の御質問にお答えさせていただきます。

1 問目の土地開発公社の方に復帰することがあるかということでございますけれども、前に御説明させてもらったとおり、今現在、小山町では土地開発基金というものがございますので、そちらの方ですとか、そういったことを使って先行取得等々を考えてございますので、現在のところ公社への復帰というのは考えてございません。

2 点目の出資金につきましてでございますけれども、議員御承知のとおり、小山町では100万円の出資金を出しておりますので、そちらにつきましては、出資金に基づきました今後の御殿場市との精算がございますので、それらを御殿場市と協議しながら、出資金についても含めて、その精算金等も今後協議して決定されるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 工事請負契約（変更）の締結について（令和4年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第88号 工事請負契約（変更）の締結について（令和4年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第88号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は9ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和4年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、歩道部の安全が確保できたことから仮舗装工362平方メートルを取りやめたこと及び仮舗装を取りやめたことにより交通誘導員を50人減員する減額変更とともに、その他工種の出来高数量による軽微な精算変更と併せ工事請負契約を変更するものであります。

変更による減額は215万6,000円で、総額1億1,444万4,000円となり、うち消費税相当額は1,040万4,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和6年2月28日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第88号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第89号 工事請負契約（変更）の締結について（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）

日程第11 議案第90号 財産を支払手段として使用することについて（変更）（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第10 議案第89号 工事請負契約（変更）の締結について（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）、日程第11 議案第90号 財産を支払手段として使用することについて（変更）（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）の議案2件については、それぞれ関連がありますので、一括議題、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号及び議案第90号の議案2件を一括議題とします。

議案第89号 工事請負契約（変更）の締結について（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）、議案第90号 財産を支払手段として使用することについて（変更）（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）の議案2件について、補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 初めに、議案第89号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は12ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会におきまして議決をいただきました（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事につきまして、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の内容は、事業協力者でありますトヨタ不動産株式会社から開発計画の見直しが提案され、各区画及び道路の配置計画の変更に伴う乗入工及び舗装工の追加が主なものであります。

変更による増額分は7,568万円で、総額11億6,959万7,000円となり、うち消費税相当額は1億632万7,000円であります。

続きまして、議案第90号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

議案書は14ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会におきまして議決をいただきました、財産を支払手段として使用することについての内容を一部変更するものであります。

変更の内容は、(仮称) 小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の請負契約額の変更に伴い、支払手段とする土地の面積を5万3,170.75平方メートルに変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（小林千江子君） この小山町のパーキングエリア周辺地区土地利用開発造成事業ですが、2020年の新東名の開発を目指して行われていた事業ですが、遅延もあり、このような形になっているというのは理解ができております。

ただ、残す未開発区域といいますか、新東名ですが、新秦野インターチェンジから新御殿場インターチェンジの延長25キロメートル、NEXCOさんの方からは2027年度の全線開通を目指している状況ですということで御報告をいただいているわけですが、このパーキングエリアの完全なる完成の予定を町はいつほどを目指されているのか。NEXCOさんの部分は別として。それに合わせて、この開発の造成工事は行われていると思うんですが、そこを少しお伺いさせていただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 小林議員に申し上げます。質問内容が今回の議案とは関係ない内容のようですので、今回はあくまでもパーキングエリア周辺土地利用事業についてで、新東名の関係とは直接関係ございませんので。

○6番（小林千江子君） じゃあ、もう1点。

○議長（遠藤 豪君） はい。

○6番（小林千江子君） 私がお伺いしたいのは、今このパーキングエリア周辺の工事業が行われているわけですが、開通の目途が2027年度ですが、パーキングエリアができるのもそれを見込んで工事を進められているのか。それとも、それよりも早い段階で、このパーキングエリアの造成の完成の工事を進めようとしているのか。それも駄目ですか。お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 本工事の完成時期の質問かと思しますので、回答を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1期工区ということで、現在、スピードウェイの西ゲートから東側の工事につきまし

て、今完了を予定しているところでございます。これが今回の議案としてさせていただいているところなんです、第2期工区、これにつきましても、トヨタ不動産ともいろいろ協議していく中で、新東名のいわゆる供用開始、2027年を目途に、そちらの造成工事の方も一緒に、共に進めていくという計画でございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（藺田豊造君） この間も質問しましたけれども、これで第1期工区についての仕事は終わるのか。

それから、またもう一つ、井上電気についての造成事業をやっています。そのところの未買収の地域なんですけれども、これについて最後まで買収ができなかった場合、造成工事をした金額は請求するのかもしれないのか。

以上についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 藺田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、ここの土地につきましては、前回、事業区域に入れられるよう町長自らが赴き、用地交渉の方も進めているところでございます。しかしながら、もしうまくいかなかった場合ということで、その造成工事費分につきましては、また事業協力者でありますトヨタ不動産、請負業者でございます構成員である坪井工業と協議を進めながら、今後の対応につきまして検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） ちょっと違う。

○議長（遠藤 豪君） 1工区の完成については。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 失礼しました。1工区の完成につきましては、まずはこの井上電気の土地につきましては、現在、すみません、代物弁済等で面積には加えてないんですけれども、こちらの方が、とにかく現在完成を目途に向けて何とか用地交渉をうまくできるように対応させていただきたいと思っておりますので、現時点におきましては、お答えできるところはこのような形となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから順次、討論、採決を行います。

日程第10 議案第89号 工事請負契約（変更）の締結について（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）について、これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第89号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第90号 財産を支払手段として使用することについて(変更)((仮称)小山パークینگエリア周辺地区土地利用事業造成工事)について、これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第91号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第12 議案第91号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第91号 小山町職員の給与に関する条例及び小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は17ページからになります。

地方公務員法第14条では、地方公共団体は給与、勤務時間等、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないと定めております。

本案は、同条により、本年8月に人事院から出されました給与勧告等に準じ、職員の給料月額並びに期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等の改正を行うものであります。併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により生じました、条ずれ及び文言の変更に対応するための改正を行うものであります。

初めに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、官民の給与について調査をした結果、公務員の月例給及び特別給が民間の給与水準を下回っていることから、給与の較差解消について勧告がなされたものであります。

具体的には、月例給は、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、若年層に重点を置き引上げを行うものであります。また、特別給は、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう、期末手当と勤勉手当を改定するものであります。

本町においても、適正な給与及び処遇を確保することは、人材の確保に資するものであることから、若年層に重点を置き、初任給及び若年層の給料の改定を行うものであります。

このたび、改正する町条例は4条と附則で構成し、関連条例を併せて改正するものであります。それでは、議案書の18ページを御覧ください。

第1条では、職員の12月に支給する期末・勤勉手当の支給率を合わせて0.1月引き上げ年間4.5月に、再任用職員の支給率を0.05月引き上げるものであります。

別表の給料表の改正は、職員の大卒初任給を1万1,000円、高卒初任給を1万2,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえて若年層の職員の号給を中心に引き上げるものであります。

27ページをお願いいたします。

第2条は、職員及び再任用職員の令和6年度以降の期末・勤勉手当に関する改正を行うものであります。

次のページ、第3条では、特定任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、12月の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

第4条は、特定任期付職員の令和6年度以降の期末手当の改正を行うものであります。

なお、附則におきまして、施行期日を公布の日からとしておりますが、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定に関する規定は令和6年4月1日から施行し、給与改定に関する規定は令和5年4月1日に遡って適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対の発言の通告をしていた4番 牧野恵一君が本日の会議を欠席しております。これにより、小山町議会会議規則、会議運営等規程別表第6の2の項の規定により、議案第91号に対する通告については、その効力を失いました。

次に、本案に賛成者の発言を許します。11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） 私は、議案第91号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本案は、小山町において、国及び県の人事院勧告に伴い、一般職員特に若手職員の給与改定を行おうとするものであります。

小山町にかかわらず、地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業従業員の給与との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされております。

また、人事委員会勧告は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っており、小山町は当該人事院勧告に従い、今までも給与の改定をしているところで

あります。

小山町職員の適正な給与並びに処遇を確保することは、少子化の中での人材確保などに資するものであり、職員のやる気、モチベーションの向上や能率的な行政運営の維持にもつながると考えております。

また、職員も勤労者であり、勤務の対価として、社会情勢を反映した適正な給与を支給する必要があります。その意味でも、初任給の給料月額や若年層の給与水準の均衡のため、このたびの改定は実施すべきものであります。

以上の理由から、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第91号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第92号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第92号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第93号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第93号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第94号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第94号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 1点お伺いさせていただきます。

今回、人件費が上がりました。いろいろなことが予測されますけれども、これによって人件費は当初予算の何%ぐらいになるのか。また、総額で幾らになるのかをお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 菌田議員の御質問にお答えをいたします。

補正後の人件費につきましては、一般会計、特別会計全て合算をさせていただきますと、25億6,514万5,000円となります。

当初予算と比べて何%になるかということですが、一般会計に限って言わせてもらうと、19.5%ということになります。今回の6号補正後の一般会計の人件費の割合は、18.3%でございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第94号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第95号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第16 議案第95号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第96号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第17 議案第96号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第96号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第97号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第97号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第98号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第19 議案第98号 令和5年度小山町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第98号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第99号 町道路線の認定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第20 議案第99号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 議案第99号 町道路線の認定についてであります。

議案書は32ページからであります。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、詳細について説明いたします。

議案書、34ページを御覧ください。

認定する町道5062号線は、小山町用沢地内において行われました民間宅地造成事業に伴い整備された開発区域内の道路で、延長は約126メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例についてであります。

議案書は36ページを御覧ください。

本案は、平成29年度から本町が実施してまいりました小山町上野工業団地造成事業につきまして、用地取得業務、造成工事が完了し、事業協力者であります大和ハウス工業株式会社との清算が完了いたしましたことから、特別会計条例を廃止するものであります。

なお、附則におきまして、本条例の施行日は令和6年4月1日からとし、施行日以後の現金、その他の財産は小山町一般会計が引き継ぐものとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（白井光昭君） 本議案の条例廃止に対し質問をいたします。

上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する前に、本事業の完了報告をすべきと思っております。私がおりました民間企業では、研究開発事業の完了においては、P D C Aの考えから、計画、実施、完了時の評価、次の事業への評価結果の反映をすることが不可欠として通常行われてまいりました。本事業条例の廃止に先立ち、下記の事項の報告があつてしかるべきと考えます。

1、収支報告。特別会計の全期間にわたる収入と支出の詳細な内訳を提出していただきたいです。これには、具体的な金額、予算との差異及びその理由についての説明を含めていただきたいと思っております。

2、事業成果の評価。特別会計による事業がどのような成果をもたらしたか。具体的な数値や事例を交えて報告いただきたいと思っております。また、これらの成果が町の経済や社会福祉などにど

のように寄与したかについても御説明をいただきたいです。また、なぜ令和5年度の決算承認後に条例廃止をすることができないのでしょうか。その理由を御説明ください。

町民の皆様の理解と信頼を深めるためにも、透明性の高い報告が不可欠であると考えております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 白井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、こちらの造成事業につきましては、完了をもってということで、土地売買及び代物弁済ということで、既に議会承認をいただいているところがございます。

そして、この特別会計の事業の廃止に伴うPDCAサイクル、いわゆる収支報告とか収入支出の提出ですけれども、これは決算報告をもって対応させていただきたいところもあります。並びに、事業の成果という部分ですけれども、こちらの方につきましても、主要な施策ということで、町の方も結果の方を報告させていただいているところがございます。

町の経済への評価という部分でございますけれども、何分こちらの方につきましては、特別会計を廃止されておりましたが、平地部分約38ヘクタール、約6区画、こちらの方、造成事業がありますけれども、初めて企業誘致、企業立地がされてこそ評価と考えておりますので、全てをもってこちらの方で対応をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

会議を続けます。

日程第22 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は37ページとなります。

本案は、総務省通知に基づき、押印等に関し統一基準を設けて例規の見直し作業を行った結果、複数の条例について改正が必要となったことから、これらの条例について一括改正を行うものがあります。

本条例は、第1条から第3条までで構成されております。

条文の主な内容について説明をいたします。

条例改正資料、新旧対照表の43ページをお開きください。

第1条では小山町長等政治倫理条例について、宣誓書の押印を不要とする改正を、44ページの第2条では小山町固定資産評価委員会条例について、審査申出書の押印及び口頭審理における口述書の署名押印を不要とする改正並びに文言の修正を、45ページの第3条では小山町火入れに関する条例について、火入許可申請書の押印を不要とする改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は、令和6年1月1日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてであります。

議案書は38ページからになります。

本案は、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、寄附活用事業に要する後年度の経費に充てるため、基金を設けようとするものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき条例を制定しようとするものであります。

39ページを御覧ください。

条例は7か条から成っており、第1条では基金の設置目的を、第2条及び第3条では基金への

積立てと管理方法を、第4条では運用益金の処理を、第5条及び第6条では繰替運用と処分を、最後に第7条で委任をそれぞれ定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（白井光昭君） 本議案の基金条例に対し質問をします。

地方自治体が基金条例を新設する際に留意すべき事項として最も重要な事項は、基金の目的と運用方針の明確化、そして透明性と公開性の確保であると思います。すなわち、基金の設置目的、運用方針、利用目的を明確に定めることが重要であり、また、基金の運用状況や成果に関する情報を公開し、透明性を高めることだと思います。

本条例の第1条がそれに該当し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金を活用し、当該事業に要する経費に充てるため、小山町企業版ふるさと納税地方創生基金を設置するとあります。少々町民に分かりにくいと思いますので、目的と使い方や運用方針、そして情報公開について、具体例を挙げて御説明いただきたいと思います。

以上よろしくお願ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの御質問の企業版ふるさと納税の目的、それから使い方、具体例等ですけれども、まず、この企業版ふるさと納税につきましては、小山町まち・ひと・しごと創生推進計画、これはいわゆる地域再生計画というんですけれども、この地域再生計画を国の方に提出してございます。

この地域再生計画ですけれども、小山町の場合は、総合計画に基づいてこの地域再生計画を策定していますので、該当する事業は総合計画の中に該当する事業全てが対象になると、ほぼほぼ全て対象になります。そんなわけで、地域再生計画に基づきまして、この寄附金を活用して事業を展開していきたいと考えております。

それから、具体例の方でありますけれども、まず、企業からの寄附は特定目的の寄附になりますので、企業側が事業を特定して寄附をしてきていただきますので、例えばですけれども、小山町の場合、特定の道路に対する事業に充ててほしいとか、企業側からのそういう申出がありますので、それに基づいて寄附金の方を充当していくということになります。

この条例を定めるに当たりまして、寄附金の方は、今までは年度内完了で、その年度内の事業に寄附金を充てるということになっておりましたけれども、この寄附金条例を制定することによりまして、その事業が例えば寄附金に積んであれば、翌年度、その再翌年度の事業に対しても充てられるということで、この基金条例の方を制定させていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであります。

議案書は40ページからであります。

現在、町では、令和3年度に地区計画の決定を行いました新産業集積エリアに続きまして、都市計画法第12条の4の規定に基づき、上野工業団地の事業区域について地区計画の決定の手続きを進めてまいりましたが、本年11月下旬に県協議が終了し、決定の告示を行ったところであります。

しかし、地区計画の運用のみでは、いわゆる法律の限界がありまして、当該地区計画の内容に適合しない建築物でも、建築基準法による建築確認の審査を通過してしまいます。

したがって、当該地区計画の実効性を担保する目的で、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、内容について、順次説明いたします。

41ページを御覧ください。

本条例は14か条から成り、第1条で目的を、第2条で本条例の適用区域をそれぞれ定めております。

第3条で建築物の用途制限、第4条で容積率の最高限度、第5条で建蔽率の最高限度をそれぞれ定めております。

第6条で敷地面積の最低限度、第7条で建築物の壁面の位置の制限をそれぞれ定めております。

第8条で建築物の高さの最高限度、第9条で垣や柵の構造の制限をそれぞれ定めております。

42ページを御覧ください。

第10条と第11条は、今のところ該当するものは考えられませんが、区域をまたぐ敷地の扱い及び既存建築物に対する制限の緩和をそれぞれ定めております。

43ページにかけて、第12条では、規定をそのまま適用することが適当ではない建築物に対する特例を定めております。

第13条では、規則に委任する規定を定めております。

最後に、第14条では、罰則規定を設けることといたしました。罰則規定を定めることにより本条例の実効性を担保したいと考えております。

なお、条例の施行期日は、令和6年1月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（小林千江子君） すみません、勉強不足なので少しお伺いさせていただきたいんですけども、この法的罰則は建てた後に行われるのか。それとも、建てる前に調査が行われ、法的な罰則を科するのでやめてくださいというふうにプロセスが行われるのか。建てた後に罰則を行っても、実際に建造物が建ってしまった後では、建造物に関する、何というんですか、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するためというところに少し合致しなくなってしまうのかなと思いましたが、少しお伺いさせていただければと思います。

2点目に、またこのような制限をかけなかったことで、過去、適正ではない建造物が町内に建てられたことはあるのかどうか、それも併せてお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の罰則規定についてですが、建てた後に執行するのか、建てる前なのかというところですが、まず、建てる前にいろいろ御相談等が来ると思いますので、申請内容等について、この規定が守られるような指導をしっかりとしまいうところがまず前提だと思います。その上で、もし建ってしまった場合には、建った段階で罰則が適用されるということになるかと思えます。

2点目なんですけど、過去にこのような規制をしないで不適合なものが建ったことはあるかという質問ですが、一応、地区計画については、小山町で近隣のフロンティアパークと、あと新産業集積エリアを含めて3件目になるんですけど、過去このエリアにおいて条例制定後に不適合な建築物が建ったという事実はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第25 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布され、国民健康保険制度における改正は令和6年1月1日から施行されます。

こちらの内容は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分に係る所得割額及び均等割額を免除するものです。

本案は、この法律及び政令を受け、小山町国民健康保険税条例を改正するものであります。

条例改正資料、新旧対照表の46ページをお開きください。

第23条に第3項を新たに設け、出産被保険者に係る国民健康保険税の減ずる額を定めます。

第23条第3項第1号では、基礎課税額における出産被保険者に対する所得割額を、単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月減ずることとします。

47ページをお開きください。

同条同項第2号では、基礎課税額における出産被保険者に対する均等割額の減ずる額を定めます。アは7割軽減世帯において減ずる額で、(ア)は単胎妊娠の場合2,700円、(イ)は多胎妊娠の場合4,050円、イは5割軽減世帯において減ずる額で、(ア)は単胎妊娠の場合4,500円、(イ)は多胎妊娠の場合6,750円、ウは2割軽減世帯において減ずる額で、(ア)は単胎妊娠の場合7,200円、(イ)は多胎妊娠の場合1万800円、エは軽減がない世帯において減ずる額で、(ア)は単胎妊娠の場合9,000円、(イ)は多胎妊娠の場合1万3,500円といたします。

同条同項第3号及び4号では、後期高齢者支援金等課税額における出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減ずる額を、同条同項第5号及び6号では、介護納付金課税額における出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減ずる額を、第1号及び第2号と同様に定めます。

49ページをお開きください。

第24条の3を新たに設け、出産被保険者に係る届出について定めます。

なお、附則において、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとするとしており

ます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

健康福祉会館のリラクゼーションスタジオ及び総合体育館のトレーニング室の休日は、条例上、月曜日であるため、以前から1週間を通じて運動ができる場の提供を希望する町民の声が多数ありました。

健康福祉会館と総合体育館の指定管理者には共通の事業者が関与しているため、令和3年度から町と指定管理者とで、両施設の休日の変更について検討いたしました。

その結果、令和4年4月1日付で、健康福祉会館の指定管理者からリラクゼーションスタジオの休日変更の承認申請を受け、試行的に休日を月曜日から水曜日に変更することを6か月間実施して、有効性を検証することといたしました。

試行期間の6か月間には新型コロナウイルス感染症の第7波の感染拡大や第8波の兆しなどがあったため、試行期間を延長して有効性を検証いたしました。

検証の結果、リラクゼーションスタジオの利用者の増加傾向が確認でき、また、利用者に水曜日の休日も定着したことから、条例の一部を改正して、リラクゼーションスタジオの休日を水曜日に変更するものです。

なお、条例の施行は公示の日からとします。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第7号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第27 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,232万8,000円を追加し、歳入歳出総額を134億9,315万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加をするものであります。

初めに、6ページの繰越明許費につきましては、11の事業に設定するものであります。

まず、2款3項戸籍住民基本台帳費、住基システム改修事業及び戸籍附票システム改修事業は、いずれも戸籍法制の見直しに伴うシステム改修ですが、制度の詳細が不確定であり、年度内に完了しない見込みであることから繰越しをするものであります。

次に、5款2項林業費、林業・木材産業構造対策事業は、国際紛争の影響による物流停滞に伴い、補助対象設備に使用する海外製部品の調達に時間を要することから、年度をまたいで事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、6款2項観光費の三つの事業につきましては、町民いこいの家あしがら温泉、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」の3施設において、照明のLED化改修工事を行うものでありますが、先日実施しました入札において不調となったため、年度内の竣工が見込めないことから繰越しをするものであります。

次に、7款2項道路橋梁費の町道整備事業、新東名関連町道整備事業、道路構造物長寿命化事業、無電柱化整備事業につきましては、用地交渉に不測の時間を要したほか、手続等に想定外の時間を要し、いずれも年度内に工事が完了しない見込みであることから、繰越しをするものであります。

次に、7款3項河川費、普通河川維持管理事業につきましては、仮設道の関係地権者との調整に想定外の時間を要したことから、年度内に工事が完了しない見込みであるため、繰越しをする

ものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正につきましては、令和6年度の当初から実施したい公営塾に関し、本年度内に業者選定や契約をする必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1款5項1目入湯税を720万円増額しますのは、実績を見込むものであります。

次に、10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金を874万円増額しますのは、本年度配分額の決定によるものであります。

次に、10ページ、16款1項2目衛生費国庫負担金を114万8,000円増額しますのは、未熟児養育医療給付の増に伴うものであります。

次に、同じく2項1目総務費国庫補助金を698万5,000円増額しますのは、戸籍法制の見直しに対応する戸籍住基システム整備費補助金であります。

次に、同じく3目衛生費国庫補助金を337万2,000円増額しますのは、母子保健衛生費補助金と出産・子育て応援交付金事業補助金の増額によるものであります。

次に、11ページ、同じく10目特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金を1億460万7,000円増額しますのは、交付決定によるものであります。

次に、17款2項2目民生費県補助金を8,033万1,000円減額しますのは、介護施設を整備する事業者が整備を延期し、補助金申請を取り下げたことに伴うものであります。

次に、12ページにかけまして、17款2項3目衛生費県補助金を230万5,000円増額しますのは、こども医療費助成事業費補助金が主なものであります。

次に、19款1項5目ふるさと寄附金を200万円増額しますのは、企業版ふるさと寄附金の受入れに伴うものであります。

次に、13ページ、20款1項1目介護保険特別会計繰入金金を600万1,000円増額しますのは、前年度介護給付費等の精算による町負担金の確定に伴うものが主なものであります。

次に、同じく2項2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金金を1億901万7,000円増額しますのは、9条交付金の交付決定に伴い、対象の特定事業に充当するため、繰入れをするものであります。

次に、同じく7目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金金を721万5,000円増額しますのは、社会福祉施設等物価高騰対策支援金事業に充当するため、繰入れをするものであります。

次に、14ページ、22款5項1目雑入を155万8,000円増額しますのは、富士山須走口五合目トイレ使用協力金の収入増によるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、説明欄（2）一般行政事務費を775万1,000円増額しますのは、押印の見直し等に伴う町の例規集の追加加除及び郵便料金の増額が主なものであります。

次に、16ページ、4目財産管理費、説明欄（3）基金管理費を1億901万7,000円増額しますのは、特定防衛施設周辺整備調整交付金の決定に伴い、東富士演習場関連特定事業基金に積立てをするものであります。

次に、17ページ、同じく7目ICT推進費、説明欄（2）情報システム管理費を70万1,000円増額しますのは、議会タブレットの更新と学校校務支援システムに係る増額が主なものであります。

次に、18ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費を865万7,000円増額しますのは、戸籍法制の見直しに対応するための住基ネットシステムの改修費と、本庁及び各支所間でのネットワーク構築に係る改修費が主なものであります。

次に、19ページにかけまして、2款7項1目企画渉外総務費、説明欄（5）須走地区活性化事業費を4,245万6,000円増額しますのは、須走地区に診療所の開設と公営塾の設置をするに当たり、用地及び建物の取得費と公営塾を行うための改修費が主なものであります。

同じく説明欄（6）公営塾事業費を220万円増額しますのは、来年度当初からスタートするための運營業務委託の初期費用と教室備品が主なものであります。

次に、同じく3目人口政策推進費、説明欄（2）定住促進事業費を200万円増額しますのは、企業版ふるさと寄附金の使途希望に沿って、町が交付するビジネスモデル創出法人への助成金であります。

同じく4目広域行政組合管理費、説明欄（2）広域行政組合管理費を624万円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第4号）に伴うもので、人件費補正によるものであります。

次に、21ページ、3款1項2目障害者福祉費、説明欄（2）障害福祉総務費を539万円増額しますのは、3年に一度行われる障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費と、急激なエネルギー価格等の物価上昇による経済的影響への対策として国の臨時交付金を活用して実施する障害福祉サービス事業所に対する支援金が主なものであります。

同じく2項1目老人福祉総務費、説明欄（2）高齢者福祉推進費を7,245万6,000円減額しますのは、歳入でも説明しましたが、介護施設を整備する事業者が整備を延期し、補助金申請を取り下げたことに伴う減額と、障害福祉サービスと同様、国の臨時交付金を活用して実施する介護サービス事業所に対する支援金の増額との差額であります。

次に、22ページから23ページにかけまして、同じく3項3目こども園費、説明欄（2）こども園管理運営費を2,032万1,000円増額しますのは、現在賃借しているきたごうこども園用地の一部の取得費と、給食での主食の提供開始に伴う備品購入費の増、多様な保育推進事業費補助金の増額などが主なものであります。

次に、同じく説明欄（4）民間こども園施設運営費を110万円増額しますのは、急激なエネルギー

一価格等の物価上昇による経済的影響への対策として実施する支援金であります。

次に、25ページ、4款1項4目母子保健事業費、説明欄(2)母子保健事業費を1,209万円増額しますのは、出産・子育て応援給付金と産後ケアを行う事業所に対する妊娠・出産包括支援整備事業補助金に加え、新たに開始する出産祝い給付金の増が主なものであります。

次に、同じく説明欄(3)こども医療費助成費を800万円増額しますのは、本年度中のこども医療費の見込みによるものであります。

次に、26ページにかけまして、同じく3項2目塵芥処理費、説明欄(3)広域行政組合塵芥処理費負担金を457万5,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第4号)に伴うもので、焼却センター発電売電料の減収に伴う負担増が主なものであります。

次に、27ページ、6款1項1目商工業振興費、説明欄(3)中小企業振興費を517万9,000円減額しますのは、急激なエネルギー価格の上昇による経済的影響への対策として実施しました中小企業等物価高騰対策緊急支援金の実績に伴う減額であります。

次に、29ページ、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防費負担金を746万2,000円増額しますのは、広域行政組合の補正予算(第4号)に伴うもので、感染症対策に伴う施設改修費の増及び人件費の決算見込みに伴う負担金の増額であります。

次に、9款2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を1,872万9,000円増額しますのは、3年に1回の教科書更新に伴い、教職員が使用する指導書の購入費であります。

最後に、12款1項1目予備費を1,273万7,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上です。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番(平野正紀君) 2点質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、歳入です。

11ページ、17款2項2目2節間接補助の関係で、歳出も同じ金額で、21ページ、3款2項1目18節介護サービス提供体制整備促進事業費補助金8,033万1,000円の減額でございます。これにつきまして、どの介護施設事業者がどのような内容の整備を行う予定であったのか、お伺いいたします。

次に、歳出、25ページ、4款1項4目19節こども医療費助成、800万円の増額でございます。こども医療費の見込みという説明でございましたが、扶助費であるため予算確保は必須であります。3月補正を待たずに、このタイミングで増額をしなければならない理由、事情がありましたら教えていただきたいと思います。一般的には、少子化により予算はむしろ減少するのではないかと考えるわけですが、これについてはいかがでしょうか。

以上2点お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 補助金の交付を予定していた事業者は、公益社団法人有隣厚生会です。公益社団法人有隣厚生会の富士小山病院が、29人定員の介護保険入所施設を設置する計画に対し、町から補助金を交付する予定でした。

事業者の計画では、移転により使われなくなった上野の徳風園を改修して施設を設置する計画でしたが、計画が見直され、新規に施設を設置するよう計画が変更されました。それに伴い、開設時期が令和6年4月1日から令和8年4月1日に2年間先送りとなり、町が事業者へ交付する補助金と、その財源である県補助金全額を減額するものです。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） こども医療費については、前年と比べ、全体的な申請件数につきましてはあまり増えておりませんが、未就学児の入院など比較的医療費のかかる事案が多く、今年度上半期の支出額が大きく増額しております。このため、今後の支払いに予算の不足が見込まれるため、今回800万円の増額補正を計上いたしました。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○企画総務部長（長田忠典君） 先ほど、私の方で補足説明をさせていただいたところで訂正がございますので、お願いいたします。

先ほど、9款2項1目の中で、教科書の購入費について3年に一度と申し上げましたが、正しくは4年に一度でございます。訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（石原和美君） 19ページの2款7項1目の中に、説明欄（6）公営塾事業費220万円とございます。こちらの事業費の方は、以前に小山町でも公営塾を開校いたしまして閉校しました。その閉校するまでの過程での問題点でありませうか。または、閉校した原因等につきまして、検証をしっかりと、そういったものを検証してのこのたびの補正予算であるのかという点と、あともう1点は、町民全体からぜひ公営塾を開いてほしいという、そういう要望を受けての補正予算であるのかというところ、その点を質問したいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

このたびの公営塾の費用につきましてでございますけれども、まず経緯について御説明させていただきますと、石原議員御承知のとおり、令和元年度の下期から令和3年度まで、このときは塾ではなくて学習の補完ということで、教育委員会が主管となりまして、放課後学習室というのを町内の中学校区3か所におきまして開設をして行ったところであります。こちらにつきまして

は、今申し上げたとおり、学習の補完ということで、週に1回、業者に委託をして実施をしておりました。何とかそういったことで多くの生徒の方に、そういったことで利用していただきたいというふうに始めたわけですが、その3年間の中で、3年生から始めたものを2年生に拡大、それからまた1年生に拡大等、そういった方策も取ったわけですが、残念ながら、特に北郷地区におきましては、なかなか生徒の利用者が増えないという現状でございました。それら3年間の利用者の実績等を見た中で、教育委員会としては、学習の補完、さらに別のところでタブレットを使った学習の充実であったりとか、そういったところに予算を振り向けたいということで、令和3年度までで放課後学習室につきましては終了したところでございます。

今回につきましては、込山町長の前からの、こちらについては公営塾をまずは須走地区から開くということで、今言いましたとおり、令和元年度の前まで生徒の方であったり、保護者の方に地区のアンケートを取ったり、そういったニーズの把握をした上で、町の須走地区の魅力の向上、人口増加の対策ということも含めまして、公営塾の開設を目指していたところでございます。

今年度のその経費におきましても、そういったことでまずは須走地区から公営塾を開いて、須走地区の魅力向上、ましてや人口増加につなげていきたいということで、予算計上をしたところでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（藺田豊造君） ただいまの部長の説明の中に、町長のマニフェストにあったからそれをやっていると言いましたけれども、小山町ではどのようなアンケートを取ってまず今のような公営塾を開くというようなものを行ったのかどうか。小山町ね。

それと、もう一つ、公営塾の事業のために、また須走地区の地域活性化事業のために、土地を買収するということがありました。土地を買収するということにおいて、まず議員懇談会において、ちらっと農協に頼まれたからというような話もありました。どういうわけで農協に頼まれたから買わなきゃならないのか。

それと、もう一つ、ほかにも小山町では公設民営でもって物事を進めているところがあります。それで病院なんか見ますと、なかがわ医院においては土地を借りちゃってる。その土地の平米数の金額が420円です。今回買うところは約1,060平方メートルですけども、これをなかがわ医院のように借地にすると、420円で借りると、74年ばかり借りることができます。そういうふうな経済的な負担が町民にかかるようなことをなぜするのか。また、町民負担が軽減するような施策がなぜ取れないのかをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員にお答えをいたします。

私が前任の町長のときに、いろいろ須走地区の皆さんから、要するに「御殿場の塾へ子ども達を通わすにはなかなか大変だ」と、「困っていますよ」というような声が多く聞こえてきました。

それを受けて、学校と一緒に全戸にアンケートを取りました。また、どういう形がいいかという話も学校ともさせていただいて、それで私の前の任期のときに公営塾をやろうということで、須走の彰徳山林会が所有している防災会館、これを借りる契約までいきました。予算も、平成31年度、令和元年になりますが、平成31年度の予算に計上して、もうスタンバイが全てできましたけど、前町長はそれを取りやめたと。その代わりに、今部長が答弁したような形で、放課後、中学生に対して勉強を教えるような場面をつくって、それがうまくいかなかったということでございます。

また、私もいろいろ今回の選挙に当たり町民からお話を聞く中、特に須走からは「何とかやっていたきたい」という声もございましたので、今回まず須走を第1号として始めて、あとこの須走の成功例を全町に広げていきたい、こんな思いで今回補正予算をお願いするということになります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。土地の単価について。

○企画総務部長（長田忠典君） このたびの土地の予算額につきましては、鑑定評価を前にも議員懇談会でも御説明いたしました。不動産鑑定による価格によりましてのものを行っております。

あと、議員御指摘の賃料につきましては、まだそこで賃貸借をするかどうかということも、まだそこは決まっておきませんので、そこでの比較というのはなかなかできないわけですが、土地の購入におきましては、今言ったように適正な土地の購入価格というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 再質問のような形になります。もう1回よく耳をかつぼじって聞いておいてください。

なぜ3,300万円の土地を買わなきゃならないのか。なぜ借地じゃなきゃならないのか。今、物価高でもって町民が苦しんでいる中でもって、私が言ったように、借地であれば74年も借地契約ができるわけです、今の金額で。そうした負担軽減をなぜ考えられないのかということをもう一度お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今回の土地の件であります、JAといろいろ話をさせていただいてまいりました。この中で、JAにつきましては、御案内のとおり、合併をして須走の支店を閉じたということで、小山町が使うんなら使っていたきたい、このようなお話もございました。という中で、やっぱり農協としても資産としては持っていたくない、処分したいという気持ちもございましたので、町としても適当な価格で買って、前にもお話をしておき、須走は無医村になってしまうので、医療機関もこの施設の中に入れて、公営塾も入れるという考えがございました。

適当な価格、これはもう鑑定もしてございますし、いろいろ土地の交渉もして安くしていただいておりますが、そういう形で今回計上させていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○9番（菌田豊造君） このまま進めてください。

○議長（遠藤 豪君） いいですか。

ただいまの動議に対しまして、賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員ですので、では引き続き会議を開きます。

日程第28 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第28 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,001万円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金1万4,000円の増額は、議案第104号で御説明いたしました、産前産後保険税免除制度における国民健康保険税の免除相当額を公費にて補填するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄（2）一般管理費の12節国保制度改正システム改修を231万円

増額しますのは、産前産後保険税免除制度に対応するためのシステム改修に要する事業費を増額するものであります。

9款1項1目予備費を229万6,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第29 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ451万円を追加し、予算の総額を22億7,895万円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款2項2目地域支援事業交付金283万5,000円増額しますのは、前年度分の地域支援事業費の精算に伴い、国からの交付金の不足分を受けるため、増額するものであります。

次に、4款2項1目地域支援事業交付金129万7,000円増額しますのは、同じく前年度分の地域支援事業費の精算に伴い、県からの交付金の不足分を受けるため、増額するものであります。

次に、6款1項4目低所得者保険料軽減繰入金36万4,000円の増額は、前年度分の介護保険料軽減負担金の精算により、国・県・町からの繰入金の不足分をそれぞれ受けるために増額するものであります。

7ページ、6款1項5目その他一般会計繰入金1万4,000円の増額は、前年度一般会計で行った事業に対する繰出金の精算に伴い、増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

2款2項7目介護予防サービス計画給付費138万1,000円は、決算見込みに合わせた増額であります。

5款1項2目償還金を8,032万9,000円増額しますのは、説明欄、22節国庫負担金返還金4,582万1,000円と、県負担金返還金25万6,000円と、支払基金交付金返還金3,425万2,000円で、いずれも前年度の介護給付費や地域支援事業費の精算により、負担金・交付金を返還するものであります。

次に、5款2項1目他会計繰出金を600万1,000円増額しますのは、説明欄、27節一般会計繰出金（給付費等）421万1,000円と一般会計繰出金（一般会計事業・その他）179万円で、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

最後に、9ページ、6款1項1目予備費を8,320万1,000円を減額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第30 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 大庭和広君。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,281万円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

4款1項1目財産貸付収入を8万円増額いたしますのは、林業エリア内の木質バイオマス発電

所東側の町有地475平方メートルを、木質チップ・ペレット加工施設を建設している事業者に貸し付けることによる土地貸付収入であります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款1項1目予備費を8万円増額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第31 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に収益的支出を470万円増額し、収益的支出の予算総額を3億8,805万5,000円にするものであります。

それでは、次に3ページを御覧ください。

収益的支出についてであります。

1款1項2目、備考欄、16節修繕費を470万円増額いたしますのは、本年度上半期に実施いたしました配水管等の漏水修繕におきまして、須走高区の配水管路で継ぎ手部の損傷による漏水が発生し、緊急かつ大規模な配水管修繕に対応したことなどから、今後の執行予定額を試算したところ予算に不足が生じる見込みとなり、良質な水の安定供給ができるよう修繕費を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第32 選挙第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(遠藤 豪君) 日程第32 選挙第8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において選出すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、小山町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

○議長(遠藤 豪君) ただいまの出席議員数は12人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、臼井光昭君及び小林千江子君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、立会人に臼井光昭君及び小林千江子君

を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れがないような形でお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長(遠藤 豪君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(遠藤 豪君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(遠藤 豪君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。白井光昭君及び小林千江子君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(遠藤 豪君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

うち、有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

遠藤 豪君 11票

遠藤嘉規君 0票

西田 彰君 1票

以上のおりです。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(遠藤 豪君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月1日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時48分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 菌 田 豊 造

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和5年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和5年12月1日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
10番 渡辺 悦郎君 11番 米山 千晴君
12番 岩田 治和君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 9番 藺田 豊造君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らし課長	石田 洋丈君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長 選挙管理委員会書記長	渡邊 徹君
観光交流課長	湯山 浩二君	農 林 課 長	湯山 光司君
都市整備課長	遠山 洋行君	こども未来課長	坂本 竹人君
生涯学習課長	勝又 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局 局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 8番 鈴木 豊君 10番 渡辺 悦郎君

散 会 午後1時18分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

8番 鈴木 豊君

1. (仮称)小山町地域まちづくり公社の立ち上げについて
2. 足柄新柴ヌタ原地区の開発事業について

3番 平野正紀君

1. 役場の職場環境は良好か
2. 都市公園施設の適切な維持管理を

7番 室伏辰彦君

1. ナラ枯れによる安全確保について

1番 石原和美君

1. オンラインサービスの周知と利用促進について
2. 投票率アップを視野に入れた投票環境の改善を！

2番 池谷 元君

1. 小山町への移住定住推進について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。菌田豊造君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出席されておりますので報告します。

これにより、会議録署名議員が1人欠けたので、会議録署名議員の補充を行います。

本日の定例会における会議録署名議員については、9番 菌田豊造君に代わり、8番 鈴木 豊君を指名します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は、執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は、登壇にて答弁し、次の質問からは、自席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うことにしますので、御協力をお願いします。

日程第1

一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順に、順次発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） おはようございます。今回、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくをお願いします。

まず、今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

1件目は、(仮称)小山町地域まちづくり公社の立ち上げについてであります。

今回、仮称ではありますが、小山町地域まちづくり公社の立ち上げについて質問したのは、私ども会派において、ふるさと寄附金業務について、公社を立ち上げて専門的に受付業務から返礼品の取りまとめや配送まで業務をする方法と考え要望してまいりました。町行政の事務の軽減も頭にありましたので、検討の余地があると考えていました。しかし、私ども会派において、公社の先進地であります小山町と友好交流都市協定及び災害協定を先日結びました茨城県境町へ視察勉強をさせていただきました。そこでは、地域活性化の名の下、明るく豊かなまちづくりに貢献を目的として公社を立ち上げました。

境町の公社の事業内容としまして、一つ目、ふるさと納税事業、二つ目としまして、道の駅事業、三つ目としまして、観光事業、四つ目としまして、ものづくり事業、五つ目としまして、テレワーク事業、六つ目としまして、まちづくり事業など10事業等を行っていました。やはり公社を運営するには、ふるさと納税事業だけでなく、その他の事業も考えるべきだと思います。

また、最近、山梨県富士吉田市において、株式会社ふじよしだ町づくり公社が設立した報道がありました。しかし、この公社の立ち上げには様々な問題点やクリアすべき事業面もあると思いますが、小山町においても、ふるさと納税支援事業だけでなく、例えば、まちづくり事業、ものづくり事業や地域商社事業などを含めた小山町の地域まちづくり公社の立ち上げを望むものですが、町長の考えをお伺いします。

以下3点ほどお伺いします。

一つ目としまして、込山町長は、この小山町地域まちづくり公社の立ち上げについて、どのような考えを持っているのか、まずお伺いします。

二つ目としまして、この公社の立ち上げについて、メリットやデメリットなどをどのくらい考えられるのか、お伺いします。

三つ目としまして、公社の立ち上げを具現化するには、どのような方法が一番よい方法と考えられるのか、お伺いします。

続きまして、2件目の質問に入ります。

質問は、足柄新柴ヌタ原地区の開発事業についてであります。

私は以前に、前池谷町長時に、新柴ヌタ原地区のグランピングや観光交流との開発について質問したところ、当該地域は市街化調整区域である課題と、市街化調整区域においては、開発において立地基準が必要と申し添えておりました。都市計画法第34条第2号の規定については、新柴ヌタ原地区への適用は現在のところ、県の運用方針に適用していない旨の回答でもあり、前向きな回答は得られませんでした。しかしながら、新柴地区からの再々の陳情や要望が出ておりますし、このヌタ原地区においては、富士山の眺望など、すばらしい優れたものがあり、観光交流地域としても最適であります。

確かに開発についての課題は幾つかあります。込山町長になられまして、新規にアクティビティやキャンプ企業の誘致を掲げ、富士山の景観を活かした取組で、新柴ヌタ原地区の観光地ともマニフェストにも掲げております。

今後の足柄新柴地区の活性化となるようなヌタ原地区の開発事業に対して、込山町長に考えを伺いたく思ひまして、以下4点ほどお伺いします。

一つ目としまして、以前に私がしたときより現在、進捗が見えませぬので、込山町長になりまして、マニフェストにある新柴ヌタ原地区の開発事業について、先ほど申し添えた新柴区民の総意に対しての考え方をお伺いします。

二つ目としまして、この開発事業に対して、現状どのような進め方をしようとするのか、ま

た、都市計画法第34条第2号の適用基準の対応についてもお伺いします。

三つ目としまして、今後、進め方によって、どのような見通しを持っているのかお伺いします。

四つ目としまして、ヌタ原へ行く道路の関係については、どのような考えを持っているのか、お伺いします。

私の2件の質問は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、(仮称)小山町地域まちづくり公社の立ち上げについてのうち、どのような考えを持っているのかについてであります。

境町、富士吉田市のまちづくり公社につきましては、市町が出資する会社法に基づく株式会社で、境町は50%、富士吉田市は100%を出資しております。両方のまちづくり公社とも、鈴木議員御案内のとおり、ふるさと納税支援事業を行っており、返礼品の発送に係る事務処理や配送の業務を市町から受託し、地域内の経済等を活性化させることを目的としております。

特に境町においては、当初、境町観光協会が、ふるさと納税支援事業と道の駅運営事業を軸に発展し、地域商社を目指して法人化したものであり、現在では、雇用拡大にも寄与しているとのことでもあります。このような効果が表れていることから、本町においても検討が必要ではないかと考えております。

次に、公社の立ち上げによるメリット、デメリットについてであります。

メリットは、ふるさと納税支援事業の事業展開により、返礼品の拡充ができること、また、まちづくり事業の実施により、様々な地域内経済の活性化につながることで期待できることでもあります。一方、デメリットとして考えられますことは、ふるさと納税の制度改正により、経営が左右される可能性があること、また、公社の運営をリードする経営者及びプレーヤーの方により、経営や事業の継続性に大きく影響する可能性があることでもあります。

次に、公社の立ち上げにはどのような方法がよいのかと考えられるかについてであります。

公社の設立に当たっては、運営の軸となる人材や組織が大変重要ではないかと考えております。境町において、観光協会から発展していった経緯などを参考に、本町の商工会と観光協会にまず相談をしたところであります。本町において、ふるさと納税については、町が直営で実施しており、団体等が事業実施している実績がないことから、本事業から利益を出すことができるのかなど、事業内容の構築と経営計画の検討から始める必要があると考えております。

境町においては、公社の立ち上げまでには相当の期間を要していること、また、公社設立後も、社長の強力なリーダーシップにより事業を徐々に拡大していることを踏まえ、本町において公社を設立する場合にも、段階を経て進めていく必要があるかと考えております。

次に、新柴ヌタ原地区の開発事業についてのうち、新柴区民の総意に対する考えについてであります。

新柴ヌタ原地区の開発については、昨年6月と12月の2回の議会定例会において、鈴木議員から一般質問を受けており、12月議会では前向きに取り組む考えであることを御説明したと聞いております。その後、私が町長になってから、指示を出し、進め方を検討してきたところであります。区の総意につきましては、以前から優良な農地を確保して、農業を中心とした産業で将来につなげていく考えを持っていたようですが、人口減少や生活基盤となる仕事がないなど状況が変化し、地元から人が離れています。このような状況の中、区の存続を心配し、今までの考え方を方向転換して、観光資源開発を可能としてほしい旨の切実な陳情が提出され、町としても重く受け止めているところであります。

この地区には、富士山の優れた眺望やゴルフ場、未利用の温泉施設など、活用可能な観光資源が多数存在することを踏まえて、ヌタ原地区の観光地化をマニフェストにうたい、グランピングや温泉施設など、観光拠点の整備が可能となるよう環境を整えてまいります。

次に、都市計画法第34条第2号の運用基準への対応と進め方についてであります。

この地域が市街化調整区域であることから、まずは、立地基準の確保が必要となります。優れた富士山の眺望を持つ地域であるため、これを観光資源として、都市計画法第34条第2号の観光資源の有効利用上必要な建築物の運用基準の適用を目指してまいります。

具体的には、平成27年度に町が定めた運用基準の適用区域のうち、富士山を望む優れた眺望地、自然公園法に規定する富士箱根伊豆国立公園金時山周辺地区の区域にヌタ原地区を追加して、区域変更により適用していくことが適切と考え、検討及び県など関係機関との協議等を進めてまいります。

次に、今後の進め方の見通しについてであります。

先ほど御説明したとおり、立地基準の確保に向けて対応してまいります。これ以外にも、上位計画の位置づけがないことや、農業振興地域整備計画における農用地が含まれていることなど、難しい課題もあります。都市計画法及び農用地に係る県の所管部署との協議を進め、課題を一つずつ解決していくことが重要と考えております。その後は、住民説明会や都市計画審議会などの必要な手続を経て、令和6年度末に運用開始を目指して進めてまいります。

最後に、ヌタ原地区への接続道路の考え方についてであります。

開発区域への接道については、都市計画法の技術基準を満たす必要があります。開発の規模にもよりますが、拡幅などハード整備の実施の可否など、難しい問題があることは十分認識をいたしております。具体的な開発計画が決まっていない現時点で、解決策を明確に示すことはできないため、先ほどから御説明しているとおり、まずは、立地基準の確保を先行して進める考えであります。

立地基準を確保した後は、個別の事業計画の内容により、県などの関係機関や地元と相談しながら、接道に関する技術基準への対応策を決定してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問をさせていただきます。

まず、1件目の小山町地域まちづくり公社の立ち上げについて、3点ほど再質問させていただきます。

1点目は、公社の立ち上げについては、先頭を切って行うリーダーシップの人材が必要となりますが、その点、今後どのようにして探していく考えか、お伺いします。

2点目は、公社の立ち上げについて、様々な検討をしていくと申しますが、検討委員会などを作っていく考えはないのか、お伺いします。

3点目は、今後、公社の立ち上げは、小山町の全体的なまちづくりを形成していく上でも私は必要と思いますし、地域経済の活性化に期待できるとメリットについて回答されていましたが、将来にわたり公社をどのようにしたい考えかを再度お伺いします。

次に、2件目の足柄新柴ヌタ原地区の開発事業についてですが、大変、発展的な御回答をいただきまして感謝申し上げます。1点だけ再質問させていただきます。

確かに難しい課題に、農振地域農用地や都市計画法などがありますが、県との協議において、どのような手順で行っていくのか。また、現在のところの感触はどのようなものか、お伺いします。

以上、再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 鈴木豊議員の再質問にお答えします。

初めに、1点目の人材をどのように探していくのかと2点目の検討委員会について申し上げます。

先ほどの町長の答弁の初めに申し上げましたとおり、境町も富士吉田市のまちづくり公社とも、株式会社として経営しております。本町の活性化を目的に立ち上がっていただくため、町からの支援や連携も必要とは思いますが、ふさわしい経営者によって利益を生み、経営してもらわなければなりません。また、その経営される方と事業内容等を検討することになると考えております。町長が申し上げたとおり、商工会及び観光協会の役員へ相談したところでありまして、できれば地元の方をお願いしたいと考えるところでありますが、見つからない場合は、境町や先進自治体の事例を参考に進めていきたいと考えております。

3点目のまちづくり公社をどのようにしたいのかであります。まず、まちづくり公社によってふるさと納税事業が拡大するとともに、本町の商工・経済が発展すること。また、観光資源を効果的に活用し、町のにぎわいの創出に努めていただき、健全な経営を続けていただければと考えております。

いずれにしましても、まだまだ構想段階でありますので、これから検討していくことを御理解いただきますようお願いいたします。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 2件目の再質問についてお答えいたします。

県との協議についてであります。農振地域の農用地、いわゆる青地農地につきましては、農用地除外の手続きが必要であることから、県と協議をしております。除外手続には、定期見直しと随時見直しがありますが、令和6年度に実施していくため、随時見直しで対応するよう、農林課と連携して速やかに協議を始めていく考えであります。

また、都市計画関係につきましては、都市計画法第34条第2号の区域変更の相談をしておりますが、進め方や上位計画の位置づけ等につきましては、農用地除外の協議と並行して進めてまいります。

現在のところ、まだ具体的な協議を始めてはおりませんが、県との協議で出た意見や課題事項の対応につきましては、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再々質問を1点ほどお伺いします。

まず、1件目のまちづくり公社の立ち上げの件ですが、いずれにしましても、茨城県境町や富士吉田市など先駆市町がありますので、よく検討していただき、早期の立ち上げを望むものですが、再度思いをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今、答弁申したとおり、やる方向で進めます。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、通告に従い、2件の問題について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、役場の職場環境は良好かの質問です。

今年度に入り、複数の若手職員が役場を中途退職いたしました。ともに、職務に適用することが難しく、精神面において健康を害するメンタルヘルスに起因しての退職であると聞いております。加えて、同様の症状により休職されている職員は、例年に比べるとかなり増えていると伺っております。また、本庁職員のほか、町立こども園の若手保育士も、このところ退職者が多いようで、該当する所属においては、職員の負担が重くなっているのではないかと心配しています。

これらの状況は、役場内の情報共有体制及び職場環境が必ずしも良好でないことに起因しているものと考えられ、改善・対策が急務であると思っております。人事担当部局並びに各所属においては、大変御苦労され、業務を進めているわけですが、役場の職場環境の現状とその対策、対応、今後

の見通しなどについて、お伺いいたします。

初めに、町長にお聞きします。

昨年の湯船原排水路工事費未精算金問題があった直後に、前町長が全職員に向けて指示をしております。具体的には、部局長は課題や懸案事項などを個人で抱えることのないよう問題に積極的に関わること、全ての職員は公務の意味を考え直すこと、法令遵守の徹底、上司が所属職員と面談することにより、それぞれが持つ課題や問題について共有することという内容です。その後、当局は、役場内の情報共有体制やそれに関連した職場環境向上について、どのように現状を捉え、取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員にお答えをいたします。

役場内の情報共有は、組織にとって大変重要なことであると認識をしております、私が町長になってから、以前実施していたSRS（報告・連絡・相談）シートを復活させ、一刻も早く特別職に知らせるべき情報などを随時報告していただいております。また、各所属長には、各所属職員の業務目標やその進捗について入力したシートを基に、個別に面談をして確認させております。その際、職員が持つ業務上の課題や健康状態などについても把握するよう指示をしております。これらを確実に実施することにより、風通しのよい職場環境につながるものと考えております。

処遇に関しましても、人事院勧告に基づく給与改定を行い、適正な給与並びに処遇を確保することや、メンタルヘルスに関する相談体制の充実、育児休暇等の福利厚生制度の整備も行うなど、改善に取り組んでおります。

今後も、小山町職員が誇りとやりがいを持って働けるよう、職場環境の整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） 再質問はございません。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

初めに、メンタルヘルスによる退職者、休職者が増加していますが、その現状と分析はどのようにされていますでしょうか。また、メンタルヘルス検診を毎年行っていますが、その状況と対応はいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 退職の理由につきましては様々であります。現在、メンタルヘルスによる休職者は数名おります。メンタルヘルスになる要因も人それぞれであると考えているため、分析は難しいところではありますが、職員担当に相談があった場合には、個々の状況に合わせて丁寧に対応しております。また、職員が匿名で専門家の臨床心理士に相談ができるよう、月に1回から2回、1回につき1時間程度のメンタルヘルス相談を実施しております。さらに、職

員には毎年、健康診断に合わせストレスチェックを実施し、産業医による分析を行っていただき、状況の把握と改善に努めております。令和4年度は、総合健康リスクは全国平均より低く、職場ストレスの環境は比較的良好という分析結果でありました。

このような状況であります。高ストレス者の発生率が高い所属長には状況を伝え、対策をとるよう促しております。また、高ストレスの職員には、希望制ですが、産業医による面談を実施しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

臨床心理士及び産業医による相談・面談は大変心強く、必要に応じて利用していただきたいものです。相談や面談の利用実績についてお伺いいたします。

また、産業医を中心とした衛生委員会が定期的実施されていますが、知らない方もいると思いますので、委員会のメンバー、開催頻度や協議内容はどのようなものであるのか、いずれも回答可能な範囲で構いませんので教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、臨床心理士の相談や面談の実施についてです。令和4年度は12回、令和5年度は、10月末時点で6回実施しております。

次に、衛生委員会についてです。委員会の構成員は、副町長を委員長に、産業医、人事担当部・課長、こども園担当課長、衛生管理者である保健師2名です。会議は必要に応じて開くことができますが、例年、年に2回、秋と年度末に開催をしています。協議内容につきましては、ストレスチェックや職場環境チェックの結果報告、病気休職者及び労災等の状況報告と改善に向けた対応の検討、職員等定期健康診断の受診状況などとなります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

業務の負担増加の原因として、育児休業取得者の増加に伴う業務の分担と、会計年度任用職員の増加による正規職員との職務責任の度合いの変化が考えられますが、この点はいかがでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 育児休暇制度等の充実により、近年、育児休暇を取得する職員が増えており、このことは大変好ましい状況であると考えております。長期間、育児休暇を取得する職員がいる所属には、基本的にフルタイムで働ける会計年度任用職員を配置しております。この場合、組織内の業務分担の見直しを所属長が行い、必要に応じて担当変更をするなどの対応を

しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に関連してお聞きいたします。

近頃、町民や役場職員からも、若手や中堅どころの職員の職務に対する熱意や士気が感じられないとの声を耳にしています。特に、若年層職員の士気や問題意識の低下について聞かれることに、以前と変わってきているのではないかと感じますが、どのように捉えられているか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えさせていただきます。

若年層職員の士気や問題意識の低下があるとは考えておりません。若手も含めまして役場職員は、町のため、町民のために働いていると考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

業務を個人個人に任せ過ぎていて、班編成における主担当、副担当の分担はうまく機能していないのではないかと考えますが、業務分担の実態はどう分析していますでしょうか。また、状況によっては、民間企業等で事例が多い2人1組で業務や面倒を見るバディ制度の導入を考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 本町では、年度当初にそれぞれの所属の事務分掌ごとに主担当と副担当を定め、その業務に当たっております。所属長は、その業務進捗状況を常に把握するようにしております。新規採用職員への指導・助言などは、直近の上司だけではなく、所属長をはじめ、所属している職員全体で行っております。また、一時的に業務が集中した場合なども、班や所属全体で業務分担の見直しをして対応しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

主担当と副担当を定めて、所属長は業務の進捗状況を常に把握するようにしているとのことですが、私が議員として活動するようになってから、現職の職員から、主担当、副担当の分担は、多くの所属で実際のところ機能していないという声をよく聞きます。また、休日昼間に役場庁舎の電灯が特定の部署でついている光景を目にしますが、これらについて、どのように認識されていますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

業務の量や質によって、主担当のみで進められることもあると考えております。また、時期によっては個々が担当する業務量が多くなりますので、時間外勤務が増えないよう、所属内で業務を分担して対応しております。

過度な時間外勤務や休日出勤は、職員の体調面のみならず、業務や仕事と私生活の調和にも悪影響を及ぼすおそれがあることから、所属長には職員の勤務時間の管理を徹底させております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

勤務日の時間外勤務は、所属長への事前申告・許可により、また、職員個々のパソコン入力による出退勤記録により把握されていると思いますが、特に休日出勤の実態についてはサービス残業・出勤という聞こえは大変悪いですが、実際には、所属長は把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えさせていただきます。

職員が時間外に勤務する場合には、何度か御説明していますとおり、所属長が命令した場合に限られ、基本的に所属長は、所属職員の時間外勤務について把握しております。週休日は、心身のリフレッシュや職務遂行に向けて、気力の充実を図っていただくフレッシュ日だと考えております。行事や仕事の都合で週休日に出勤しなければならないこともあります。週休日に出勤することが常態化しないように、所属長には、職員の勤務時間の管理を徹底させていただきたいと思っております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

職員がお互いを尊重し、円滑なコミュニケーションができる雰囲気醸成されている職場、いわゆる職場の風通しに向けての改善が急務と考えます。現状をどのように捉え、今後どのように臨む考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 職場の風通しに関しましては、町長の答弁の繰り返しになりますが、各所属長が、面談を通じ所属職員の業務に関する課題や健康状態などの把握に努めております。今年度は、職員改善提案で、役職呼称、例えば何々部長、何々課長などの、そういった役職呼称の廃止の提案がありました。風通しのよい、明るく、情報共有がしやすい職場環境への一助になることから、その提案につきましては採用させていただき、少しずつ定着してきていると考えております。

また、監査委員の定期監査結果報告書の中にも、「縦・横の連携を緊密にすることによる職員間の情報の共有を図り、事務事業の執行及び管理運営に当たられたい」という御指示もございます。

ことから、職場全体で話しやすく相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

役職呼称の廃止はとてもよい取組であると思います。このほかに、風通し改善に向けて、効果のある事例や、他の参考となるようなものは把握していますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えをいたします。

各自治体や職場環境により事情が異なるため、参考となる事例等は把握しておりませんが、風通しのよい職場環境とは、一定の規律を守った上で、自分の意見を言いやすい職場だと考えております。本町には職員組合はございませんが、互助会という組織があります。互助会での各クラブ活動や、全体事業により、職員同士、縦・横の親睦を深めてもらうことも、働きやすい環境につながると考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

管理職のスキルアップは、特に重要であると感じております。副参事職以上を対象とした管理職研修は充実していると思いますが、実際の現場では、職場内管理はもちろんのこと、部下の人材育成を意識したOJTを強化すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 新規採用職員や若手職員に対しまして、実際の仕事を通じた指導、OJTにつきましては、所属長や課長補佐、先輩職員などがそれぞれ自らの知識や経験を基に行っておりますが、更に意識的に実施するように促してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きいたします。

繰り返しになりますが、私が強調したいのは、改めまして、管理職のスキルアップは特に重要であるということです。所属長は、課長補佐・班長をはじめ課員全員を、課長補佐・班長は、課内職員の指導育成について磨きをかけてほしいと思っております。管理職のさらなる意識向上が、良好な職場環境につながるものと感じますが、どのような見解か、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

毎年、管理職に対しましては人事評価研修を実施しており、部下の業務評価や能力評価の手法、指導の方法、人材育成につながる面談の手法について学んでおります。このような研修を継続することによって、管理職の指導力や意識の向上を図ってまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 質問ではございませんが、本件のような事柄は、役場に限らず、どの事業所においても同様ではないかと思えます。そして、大変難しい問題であるのではないかと感じております。私は、決して役場のこの現状を非難しているのではなく、小山町の未来に向けた町政発展においては、まずは町職員が元気で、健やかで頑張っていたいただきたい。魅力ある職場であってほしいとの願いから質問させていただきました。町長が冒頭でおっしゃいました「町職員が誇りとやりがいを持って働けるよう、働きやすい環境の整備」に努めてほしいと思えます。

以上で1件目の質問を終わります。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、都市公園施設の適切な維持管理をという質問です。

小山町が管理する都市公園施設のうち、豊門会館と西洋館を含む豊門公園、須走多目的広場、誓いの丘公園の3施設については、令和4年度から、生涯学習課及び当時の観光スポーツ交流課に管理移管されました。移管から1年半余りが経過し、この間、地域住民から様々な声を聞いておりますし、これらの施設の管理運営について、私は、次のような考えを持ちながら注視してまいりました。

具体的に申し上げますと、豊門公園は、文化芸術及び文化財に関する業務として利用する場合はメリットがあるものの、公園の維持管理に関するノウハウ不足や迅速な対応ができないため、業務の大きな負担となっているのではないかと。

須走多目的広場は、スポーツツーリズム推進の核となる施設で、合宿誘致での活用を期待しましたが、移管後の利用については従来とほぼ変わっていないようで、公園施設の規模が大きく、維持管理に係る調整に時間を要していることから、専門的知識を必要とする部分があるため、活用を促すための取組と両立できていないのではないかと。

誓いの丘公園は、眺望等観光スポットとして活用しておりますが、公園であるのか、観光施設であるのか明確でなく、条例どおり、都市公園所管課の管理の方が整理しやすいのではないかと、といった現在の体制に疑問を感じております。

また、予算付は移管前と変わらず、7款土木費の都市公園管理費で支弁しており、使用料収入も他施設と一緒に同一科目であるとの現状は、理解しかねるものでございます。

本件につきましては、令和4年6月議会一般質問で、高畑博行元議員が管理移管の是非について同様の質問をして、その答弁では、施設の利用目的に合った運用と維持管理を一体化すべきとの理由により、移管は適当である旨の回答があったわけですが、本来、都市公園施設の管理というのは、従来の都市整備課が公園管理という性質上、一括して担うべきで、ただいま述べました疑問については、間違った見解ではないものと認識しております。

以上のことから、あくまでも維持管理と利活用は別々の任務であるとの私の考えから、質問をさせていただきます。

それでは、具体的な質問に入ります。

初めに、先ほど申し上げましたが、高畑元議員の本件の是非についての質問に対し、具体的な回答として「施設の設置目的が際立っている」「今後も担当課と連携し、状況を確認しながら、事務等が順調に進んでいるのかを見極めていきたい」とのことです。まず、移管後のそれぞれの施設の利用状況はどのようなものであるか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 移管後のそれぞれの施設の利用状況についてまとめてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症5類移行によって社会活動が活発化し、施設の利用者も回復傾向にあります。本年度10月末までの施設ごとの利用状況を申し上げます。豊門会館の入場者は、前年度と比較し倍増の1か月平均169.7人で、西洋館のカフェには、毎月500人強の方が訪れております。また、芸術イベントの開催に伴い、豊門公園全体の入場者は、1か月平均820.5人となり、にぎわいを見せてきております。須走多目的広場の利用件数は、土のグラウンドが57件、芝のグラウンドが53件、合計110件でありました。そのうち、町外の団体が59件で、そのうち6件はスポーツ合宿助成制度を活用した団体でありました。誓いの丘公園の利用件数は、イベントや飲食出店の2件でありました。公園への来訪者数は把握できておりませんが、トイレの利用件数は約2,000件であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

豊門会館の入場者は、1日あたりにしますと8人程度になると思います。もっとたくさんの方に来てほしいと思うわけですが、町民の満足度や入場者からの意見評判はいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 現在、豊門会館では、来館者に対しアンケート調査を実施しております。このアンケートによりますと、映画の聖地巡礼として訪れた、文化財建造物に興味があり訪れた、小山町の友達から誘われたなど、多くは口コミや町民の声かけなどで来場していることが分かります。また、総じて来場者の満足度が高いことが推察されるコメントを多くいただいております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

移管後のメリット、デメリットはどのようにお考えでしょうか、その内容について、どう捉えられているのか、お伺いします。

また、文化財の活用、スポーツツーリズムの推進等、移管理由である施設の設置目的の効果はあったのでしょうか、どのように分析されているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 施設の維持管理につきましては、移管先のそれぞれの担当が業務に当たっておりますが、当時の担当に比べると、維持管理に必要な知識と経験がまだまだ十分ではないと感じております。都市公園法に基づいた施設であること、効率よく維持管理していきたいことから、来年度は、都市整備課において3つの公園を維持管理してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

「来年度は」とのことですが、「来年度以降は」という解釈でよろしいでしょうか。

また、移管理由である施設の設置目的の効果、分析についての回答をいただいておりますので、改めてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

維持管理につきましては、おっしゃるとおり「来年度以降」進めてまいります。

豊門公園につきましては、おやまアートビレッジのメイン会場として利用したり、文化財を活用した図書イベントなどを実施しました。また、来場者に対し、文化財の価値を周知する取組が積極的にできたことであります。

また、須走多目的広場におきましても、先ほど申し上げたとおり、合宿誘致の団体利用も始まってきていることから、成果はあったと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

さきの9月議会決算補足説明の際に、都市公園管理費を3課の課長が説明したことに違和感を覚えました。施設管理の所管替えをしたのですから、使用料収入及び維持管理費は、担当課ごとの予算科目に整理する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在、管理が複数の課にまたがっておりますので、執行するに当たり、予算を分けることになっておりますが、先ほど申し上げたとおり、来年度は予算も統一されることとなります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

豊門公園は、町の都市公園条例に位置づけられた施設ですから、維持管理は教育委員会ではなく、町長部局の業務であると考えます。教育委員会は、施設を維持管理する権限はなく、事務を補助執行するのみですから、建物を含む公園全体の維持管理を行うことには疑問を感じます。これについての見解をお聞かせください。

また、民間貸付等を計画して、利活用と維持管理をしていきたいと準備を進めていましたが、コロナ禍により頓挫しました。その後、当初の考えはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 豊門公園につきましては、都市公園としての設置目的を変更せず、教育委員会事務局が補助執行として運営をしております。

民間貸付等の利活用につきましては、先月上旬に、国土交通省のサウンディングに参加をいたしました。これは、豊門会館及び西洋館の建物や公園敷地の詳細など、町が民間に活用してもらいたい意向などを伝え、活用に向けた提案をいただくものであります。このときには、6社の民間事業者が参加、様々な提案や意見等をいただきました。

今後は、現在のカフェが次第に認知されてきていることも踏まえ、民間活用について速やかに検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

民間貸付け等の利活用に向けての考え方としまして、例えば、指定管理者制度による運用、施設を民間へ貸付けして、町は賃借料収入を得る形などがあると思いますが、現時点での町の考え方について教えていただきたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 公園全体の管理と豊門会館等の活用につきましては、どの方法が最適であるか関係する部署で検討しているところであります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次に、通告いたしました5番目の所管を戻す考えの質問につきましては、2番目の質疑で回答をいただきましたので、取りやめさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、施設を効率よく維持管理していきたいとの回答があったわけですが、今回の都市公園施設のほかに、町が維持管理する多種多様な施設が多数あるわけです。ずっと前からその課が管理しているからという固定観念を取り払い、一度、庁内会議等で洗い出しといたしますか、現状に即して効率よく維持管理するには、どの部署が適切であるかなどを改めて検討してみたいかと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で行います。

件名は、ナラ枯れによる安全確保についてです。

令和3年9月定例会で、元池谷弘議員から同様の質問をしておりますが、それから2年たっております。そこで、現在の状況について質問をいたします。

小山町内におけるナラ枯れは、令和2年8月頃から町内各地の山林で確認されるようになり、被害は、町内全域に及んでいることが確認されました。樹木の伐採等は、所有者の管理で行うことが原則ですが、町としては、今回のナラ枯れは自然災害と認識し、公益機能を守る点から、所有者に助成金を交付することで、倒木被害の発生する前に、伐採等を実施して、危険木の除去を進めてきたことは承知しております。

ナラ枯れは、一般的に発生から3年から5年で終息すると言われていています。本町で被害が確認されてから4年目になります。山林部を見渡すと、今年、夏場に赤褐色に変色した部分、つまり新たに被害が拡大した部分は少なく感じられます。ただし、昨年までに被害を受けた枯れ木が目立っています。また、枯れてから時間を経過し、枯れ木自体が腐朽して、脆弱化していることから、山林内でも強風にあおられて枝の落下が目立つようになりました。これまでの対応によって、町中での枯れ木の伐採除去は進んでいるように感じますが、郊外では、所有者自身がナラ枯れの枯れ木の存在を認識していないため対応がとられていないのか、公道への枯れ木落下が懸念される箇所が存在しております。

先日、大きな音がして、近所にあったナラ枯れの太い枝が道路に落下し、道路にかぶさっているのに気がつき、役場に連絡して、除去していただいたと聞きました。真上の落下防止策に引っかけ除去できなかった太い枝、さらには、道路沿いの高い位置には、今後落下が予想される落下予備軍の存在も確認できていることから、安心して道路を通行できないと心配されておりました。今後、ナラ枯れに伴う腐朽により、枯れ木・枯れ枝の落下の増加が懸念されることから、これらに対する安全確認について伺います。

一つ目、ナラ枯れ対策に関する助成金制度を制定してから今年で4年目になりますが、助成の成果はどのような状況なのか伺います。

二つ目、落下危険度把握の観点から、特に道路沿いの枯れ木・枯れ枝の調査（特に郊外）を実施した方がよいと考えますが、実施する予定はありますか。

三つ目、小山町森林整備計画書では、病虫害等による未然防止・早期発見及び早期駆除等に努める。また、蔓延により、緊急に伐採除去する必要性が生じた場合には、伐採の促進に関する指導を行うとありますが、枯れ木・枯れ枝が存在する場合、当局は、所有者に危険木の存在を知らせること、伐採をお願いするための方策があるのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**経済産業部長（大庭和広君）** 室伏議員にお答えいたします。

ナラ枯れによる安全確保についてのうち、初めに、ナラ枯れ対策事業補助金の成果についてであります。ナラ枯れ対策事業補助金については、令和2年11月から始め、本年10月末までに延べ94件の申請がありました。地域別で見ますと、須走地区で45件、北郷地区で32件、小山地区で7件、足柄地区で10件となっております。また、公園や道路など、公益性に支障となる箇所の大木について、制度開始から延べ1,773本に及ぶ立木の除去が行われており、倒木による事故もなく、安全が確保されていると考えております。

次に、落下危険度の把握のため、道路沿いの枯れ木の調査を行う予定があるかについてであります。

道路沿いのナラ枯れについては、普段から町職員によるパトロールや地域からの情報提供により、危険性のある枯れ木の把握に努めております。その中で、枯れ木の腐食が進行し、倒木や落下物の危険性のある事案については、その都度、森林所有者に立木の除去を依頼し、対応をしていることから、現在のところ、枯れ木等の調査を改めて実施することは考えておりません。

次に、土地所有者へ危険木の存在の周知、また、伐採をお願いするための方策についてであります。

ナラ枯れ被害については、議員御承知のとおり、令和2年8月頃から、本町も含め県東部地区に被害をもたらし始めました。小山町森林整備計画書では、ナラ枯れ被害対策方針として、「地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で適切な防除を推進する」としてありますが、このような広範囲にわたり、一斉に被害が拡大した状況下では、予防的措置の難しさを感じているところでもあります。

現在にあっては、ナラ枯れ被害の終息もうかがえ、新たな発生は確認されておりませんが、先ほどお答えしたとおり、枯れ木の腐食が進行し、倒木や落下物の危険性がある箇所については、町職員によるパトロールや地域の皆様からの情報提供により、倒木等の危険箇所の特定とその土地所有者の調査を行い、土地所有者に危険木があることをお伝えするとともに、補助金制度の紹介や立木の除去をしていただくよう依頼してまいります。

以上であります。

○**議長（遠藤 豪君）** 再質問はありませんか。

○**7番（室伏辰彦君）** それでは、再質問を3点ほどさせていただきます。

ナラ枯れ対策に関する助成金制度は、今後、どれくらいの期間存続するのか、伺います。

土地所有者や近隣の方に枯れているナラの木がある場合、役場に相談していただく必要があると考えますが、どのように広報していくのか、伺います。

3点目、先ほど答弁の中で、危険性のある事案については、その都度、森林所有者に立木の除去を依頼し、対応しているとのことですが、対応した所有者の全てが伐採の実施をしているのか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 室伏議員にお答えいたします。

ナラ枯れ対策事業補助金制度につきましては、令和7年度末までとしているところであります。その後、ナラ枯れ対策事業の期間延長につきましては、町内のナラ枯れ被害の状況や申請状況を鑑み、検討してまいりたいと考えております。

次に、広報についてであります。先ほど答弁したとおり、町民からの情報提供は大変重要なものと考えております。そのため、補助金制度の紹介と相談窓口や問合せ先など、町民の皆様へ周知するよう、町のホームページや広報紙、また、公式LINEに掲載してまいります。

次に、ナラ枯れ木の所有者全てが伐採を実施したのかについてであります。伐採に至っていない事案もございますので、引き続き対応を検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） ありません。これで質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問、オンラインサービスの周知と利用促進について。

込山町長のマニフェストの中の行政DX・行財政改革への挑戦の1項目目としてデジタル行政の推進が掲げられています。10月31日には、窓口サービスのスマート化に向けた利用体験調査も行われました。今や各自治体では、DX推進の取組が急速に進んでいます。

マイナンバーカードの小山町の交付率は、11月5日現在、83.43%、マイナンバーカードでのコンビニ交付は、令和4年度で1,969件、前年度比プラス683件、一方、ぴったりサービスを利用した電子申請では、子育て、介護に関する手続等、合計26項目の申請が可能ですが、子育て関係のサービスにおいては、現在まで、申請、届出総数4,007件に対して、オンライン申請28件、介護関係のサービスでは、申請総数1,670件に対して、オンライン申請は0件です。24時間いつでもスマートフォンやパソコンから申請できる大変に便利なシステムですが、利活用の促進が図られておらず、行政の利便性向上にはまだまだつながっていない現状です。デジタル庁からの基本情報、自治体の皆様へ、マイナンバーカードの普及、利活用を進めるためにの中には、オンライン化にとどまるのではなく、オンライン申請ができることを住民に知っていただくための取組についても併せて行うことが重要とあります。おやまで暮らそう課が、本年9月から、LOGOフォームを用いたオンライン申請を可能とし、遠距離通学サポート給付金のオンライン申請をお勧めするはがきを対象者全員に送ったところ、オンライン申請率は100%でした。同じくLOGOフォームを用いて、御殿場、裾野、小山の高校に通う高校生に、QRコードを記載した案内を配布し、オ

オンラインアンケートを実施したところ、741名の高校生から回答があり、各市長、町長に多くのメッセージが寄せられたそうです。若年層が対象であったということもありますが、これらの丁寧のお知らせ、案内、広報を行うことが、オンラインの積極的活用につながるということを裏づけているのではないのでしょうか。

マイナンバーカードの普及が進んだ今、オンラインサービスのさらなる利用促進に向け、町として幅広い周知の取組をすべきと考えます。この件について、以下4点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、10月31日に行った窓口サービスのスマート化に向けた利用体験調査の概要と結果を伺います。

2点目、令和3年度に実施された町民意識調査の中で、デジタルを活用した行政サービスについて、知らない、または知っているが利用したことはないという回答が大半でしたが、その結果を受けて、認知度向上のためにどのような対策をとられましたでしょうか。

3点目、今後のオンライン申請利活用促進についてのお考え、また、具体的な方策をお考えでしたら、お聞かせください。

4点目、L o G o フォームの活用も含め、更に申請が可能な項目を広げる予定はございますでしょうか。

以上4点お願いいたします。

2件目の質問です。投票率アップを視野に入れた投票環境の改善を。

我が町の選挙の投票率は、4年前の4月21日の町長、町議選以来、低下し続けており、4年間で、80代はマイナス5.27%、70代はマイナス6.49%、18歳はマイナス11.09%、19歳マイナス18.16%となっています。特に若い世代の投票率の低下は著しいです。棄権を防ぐ方法を今後真剣に考えていかなければなりません。一番町としてできることは、まず、投票しやすい環境をつくることではないのでしょうか。日々、町民の皆様にお会いし、町への様々な要望、御意見を伺う中で、ある御高齢の御婦人から「選挙は行かなければと、近くの小学校に投票に行くが、靴を脱いで会場に入るのが本当に大変だ」というお声をいただきました。総務省は、障がい者や高齢者の方々が投票しやすい環境をつくるため、投票所のバリアフリー化に関する改善案を提示しています。その中には、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずるとあります。現在、町の投票所は8か所、土足不可の会場は4か所です。健常者には分かりませんが、足の不自由な方、また杖など支えを使って歩いている方が、靴を脱いでスリッパに履きかえるということ、これはなかなか大変なことです。期日前にとっても、高齢者世帯の方は移動手段がない場合が多いです。今後、高齢化が進み「靴の履き替えが困難だから」「転ぶと嫌だから」等の理由で投票を棄権する方が増えるのではないのでしょうか。全てバリアフリーにすることは無理だとしても、町としてできることから対応策を講じるべきと考えます。

また、10代の投票率アップには、継続的な選挙教育が必要です。平成29年3月、総務省が開催

した有識者会議で取りまとめられた資料の中には、主権者の育成は、子どもの段階からの積み重ねにより習慣づけていくことが最も重要なことであり、子どもから大人に至るまで、学び続ける主権者を育成することが必要であるとあります。現在、小山高校へは毎年1月に、有権者教育事業として、選挙の意義についての説明、模擬投票等を行っていますが、小山町在住の生徒はほんの少数です。おおよそ、高校卒業までは、小山町を離れない町内の小学校や中学校在学中に、国民の義務として選挙は必要であり、将来、一番自分達の生活に影響を及ぼす政治の大切さをしっかり打ち込んでいくことが最重要と考えます。ここまでの考えを取りまとめ、以下の質問をさせていただきます。

まず、1点目、土足不可の会場に、入口からの動線に沿ってシートを敷き、土足のまま会場に入れるようにしてはいかがでしょうか。それによって混雑を避けられ、時間が短縮され、靴の間違いもなくなります。

2点目、他の市町で導入している①職員による代筆をお願いします、②大きな声で話してください、③拡大鏡を貸してください等と記入された投票支援カードやコミュニケーションボードを投票所に置いたらいかがでしょうか。このカードによって、口頭で支援の要望を伝えられない、また、周囲に聞こえてしまうのは嫌だという人も、指を指すなどして意思を伝え、安心して投票できるようになります。

3点目、裾野市では、10月に中学3年生を対象にした選挙出前授業を市立東中学校で行いました。我が町でも、小中学校で、特に中学3年時に、町内の中学校で選挙に関する講座等を開き、しっかりと主権者教育をすべきと考えます。

以上3点について、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員にお答えいたします。

初めに、窓口サービスのスマート化に向けた利用体験調査の概要と結果についてであります。

町では、デジタル行政を推進するため、小山町DXガイドラインに基づき、今年度は三つのテーマを掲げ、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXに取り組んでおります。

一つ目は、行政手続オンライン化、二つ目は、窓口サービスのスマート化、三つ目は、情報発信の個別最適化であります。先日実施しました利用体験調査は、理想的な窓口サービスの検討をするため、各所属のDX推進リーダーが住民役となり、役場本庁及び健康福祉会館の窓口において、転入、出生、おくやみ等の手続を検証いたしました。調査後に、庁舎内の移動、申請用紙への記入、職員の対応、待ち時間について検証し、理想の窓口像の設定や課題の洗い出しを行いました。

一例を挙げますと、出生の手続において、本庁だけで終わらず、健康増進課のある健康福祉会館への移動が発生する、窓口の場所が分かりづらい、記載例がない、用語が分かりづらい、待ち時間の目安が分かるとよいなどの気づきがありました。

今後は、窓口の業務改革とシステムの活用に向け、先進地視察や導入範囲の選定を行いながら、庁舎レイアウトの変更やシステム導入などを進めてまいります。

次に、認知度向上のための対策についてであります。

現在、本町において運用している電子申請のほとんどは、デジタル庁が運営するマイナポータルを通じた電子申請であり、全国の自治体において共通する子育て・介護関係26本の手続について、昨年度末から始まったところであります。しかし、実績はというと、本年度は1件の利用もない状況であります。原因としては、国の広報及び町の広報が足りないことや、マイナポータルサイトからの展開による申請が難しいなどが考えられます。

今後は、国などと連携し、マイナポータルを通じた電子申請の認知度向上に向けた広報等を推進してまいります。

次に、今後のオンライン申請利活用促進と方策についてであります。

現在、本町を含め、全国の自治体におきまして、令和7年度末までに、標準化された基幹業務システムへの移行を進めております。この移行に合わせ、デジタル庁から全国自治体向けに、標準的な電子申請システムが提供される予定であります。このような全国共通となる手続につきましては、標準的な電子申請の仕組みの導入を進めたいと考えております。その他の町の独自の申請手続につきましては、本定例会に提出しました押印等の見直しに伴う関係条例の改正とあわせて、規則、要綱の見直しにより、電子申請を推進させたいと考えております。

次に、L o G o フォームを含め申請項目を広げる予定についてであります。

全国の自治体で活用が広がっております自治体専用の電子申請サービス、通称L o G o フォームにつきましては、本町におきましても導入し活用を始めております。議員御案内のとおり、本年9月から開始しました遠距離通学サポート給付金には、対象者全員の方にこのL o G o フォームにより電子申請を利用していただいております。導入に当たり、担当課において事務の見直しと、対象者の方へのQRコードの案内など、個別周知を行った結果、対象の方全員に活用いただいております。

このように、町独自の申請手続につきましては、L o G o フォームによる申請を拡充していきたいと考えております。また、先ほど申し上げたとおり、全国共通となる手続につきましては、標準的な電子申請の仕組みの導入を進めてまいります。

説明は以上になります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 徹君） 投票率アップを視野に入れた投票環境の改善についてのうち、初めに、土足不可の会場にシートを敷き、土足のまま会場には入れるようにしたらどうかについてであります。

投票所のうち、土足不可としている4施設は、学校の体育館3施設とコミュニティセンター1施設で、いずれも砂や水が入らないよう靴を脱いで使用する施設であります。雨や雪が降った場

合、シートですと滑りやすく危険が伴うことや、施設に砂や水が入りやすいこと、撤収に時間を要することが課題だと考えております。バリアフリーに努めたいところではありますが、課題の解決を考慮し、土足利用について検討してまいります。なお、各投票所では、投票所の係員に声をかけていただければ、車椅子の利用や介助などの支援を行っておりますので、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、投票支援カードやコミュニケーションボードを投票所に置いたらどうかについてであります。

様々な御事情のある選挙人の方に、安心して投票を行っていただくためには、投票支援カードやコミュニケーションボードは、非常に有効なものであると考えております。今まで本町の投票所で、代理投票等の要望があった場合は、投票所の係員が対応しておりましたが、より安心して投票をしていただけるよう、各投票所に導入する方向で、選挙管理委員会の中で検討してまいります。

次に、中学3年時に選挙に関する講座等を開いたらどうかについてであります。

議員御指摘のとおり、平成28年に選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことから、若者に政治や行政への関心を高めてもらうことを目的に、本町では、毎年、小山高校2年生を対象とした出前講座や高校生議会を開催しております。中学生を対象にした出前事業は、過去に町内中学校からの要請に基づき行ったことがございます。選挙管理委員会としましても、小中学生に対する主権者教育は非常に重要であると考えておりますので、要請があった場合には、積極的に協力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） まず、オンライン申請について、1点目なんですけど、窓口サービスのスマート化に向けた利用体験調査によって、窓口の場所が分かりづらい、記載例がない、用語が分かりづらい、待ち時間の目安が分かるよいなどの気づきがあったとのことですが、それらの問題点に対して、今後どのような対策をお考えでしょうか。

2点目としまして、現行の各種オンライン申請がなかなか難しいとのことですが、若い世代やオンラインに慣れている方でしたら容易かと思われれます。大切なのは、御答弁にもありましたように、各種申請ができるということを広く町民の皆様知っていただくことだと思います。具体的にはどのような形での広報をお考えでしょうか。

3点目としまして、現時点で、町民の利便性向上のために、新たに拡充していただけるオンライン申請がありましたら、お答えください。

次に、投票率アップの取組について。

主権者教育におきましては、中学生を対象にした出前授業のみに限らず、三島市などは、小学生を対象に、候補者をデザートに替え、それぞれの特色、おいしさを訴え、実際に何が一番おい

しそうかを選挙し、そのデザートをみんなで給食でいただくという楽しい取組を実施しています。資料を送っていただき拝見しましたが、非常に興味深かったです。

これはあくまでも一例ですが、年代に即した工夫をしながら、ぜひ、小中学校に向けての出前講座も準備し、積極的にアピールし、広く展開していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

まず、オンラインサービスの質問につきまして、1点目の利用体験調査の問題点について、今後どのような対策を考えているかについてでありますけれども、窓口の案内表示については、本庁の1階のリニューアルを検討しております。その際に、分かりやすい表示となるようにしていきたいと考えてございます。そして、記載例と待ち時間については、対応を進めていきたいと考えております。そして将来的にですけれども、オンラインや1か所での手続が進むような研究を進めてまいりたいと考えてございます。

そして2点目の、広く町民の皆様を知っていただくために具体的にどのような方法を考えているかについてでありますけれども、マイナポータルでの電子申請については、ほとんど浸透していない状況でございます。マイナポータルで提供している電子申請は、窓口で丁寧に説明させていただきながら進めることで、周知の方を図っていききたいと考えてございます。

そして、町独自の電子申請L o G oフォームを活用した手続ですけれども、こちらにつきましては、利用者の利便性ですとか、事務の効率化において大変効果がございますので、今後、広報やホームページにより、積極的にオンライン申請の拡大、周知を図っていききたいと考えてございます。

そして3点目の、新たに拡充したいというオンライン申請についてでございますけれども、証明書交付申請ですとか、届出などについては、年度内に幾つかの手続ができるように進めております。例えば、所得課税証明ですとか、水道の使用開始届など幾つか出来上がる申請書もございます。今後ですけれども、補助金などの例規の改正が必要な手続も含めまして、各課、横展開をして、順次進めていききたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○選挙管理委員会書記長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

再質問の中で石原議員から御紹介いただいた三島市の事例は、小学生が楽しみながら選挙の仕組みを学ぶことができる、非常に素晴らしい取組だと考えております。選挙管理委員会でも、他自治体の小中学生を対象とした主権者教育の優良事例を収集した上で、小中学生に向けた出前講座を校長会などで積極的にアピールし、要請がありましたら協力していききたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 投票率アップの取組として、令和3年度から須走支所でも期日前投票ができるようにしていただき、大変ありがたく思います。今後も主権者教育の積極的推進、投票所の環境改善、特に高齢者、障がい者に配慮した投票環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。

こちらの質問は、以上で終わります。

あと、オンライン申請についてなんですが、今後、オンラインサービスの町民への具体的な周知方法、これは、ホームページ以外でどのようなものをお考えですか、そのところをお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 石原議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど部長の答弁にもありましたとおり、おやまで暮らそう課の方で行った対象者に個別通知する方法ですとか、それから、制度チラシなどに申請用のQRコードの掲載をして広報する方法ですとか、あとは、窓口に来庁された方に伝えるということを繰り返し行っていくことで、周知の方を図っていきたいと考えてございます。

以上であります。

○1番（石原和美君） 以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 一括質問一括答弁方式で、一問質問させていただきます。

件名、小山町の移住定住推進についてであります。

込山町長は前任期中のとき、小山町に移住定住を推進するために、様々な政策を講じてまいりました。移住定住推進助成金、町内への移住推進、町外への人口流出防止に土地取得、住宅購入をした人への仲介手数料、町外から転入の場合は、最大50万円、町内転居、最大30万円、個人住宅取得利子補助金、自己居住用の住宅ローンの利子補助、年末貸付残高が0.7%（7万円上限）を5年間（最大35万円）、結婚祝金、町内の婚活事業を通じて成婚した夫婦が、町内に定住する場合の祝金、夫婦1組10万円であります。これら事業は全て終了しております。

そこで、次の点をお伺いいたします。

まず、1点目、以前の定住推進事業補助金制度は、全てとは言いませんが再開する考えがあるのか。

2点目なんですけれども、本年7月に、当時の会派令明が要望した第2子の保育料無料化の件です。本町は、第3子は保育料が無料ですが、第2子は半額です。第2子の保育料の無料化も必要だと考えます。第2子も無料化する考えがあるのか、伺います。

そして3点目です。小山町に企業が進出してきても、住む場所がないので、町外に居住している方が多いと聞いております。少しでも助成すれば、新規に借家、アパートを建設する方がいると思います。浄化槽設置費用や建設に係る登記費用、調査費用の助成をする考えがあるのか、伺います。

そして4点目です。給食費・医療費の無料化を行う自治体が増えてきていると思います。町の魅力を更に高めるため、どのような政策を講じたら、若い方や若い子育て世帯が小山町に移住定住してくれるのか、込山町長の考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

初めに、第2子の保育料無償化についてお答えをいたします。

現在、幼児教育・保育無償化により、3歳から5歳児クラスの保育料と、0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料は無料となっております。また、町では、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無料としております。第2子の無償化を実施している市町では、子育て世代の経済的負担軽減に向けて実施しているものであります。近隣の市町においては、長泉町が本年4月から第2子以降を無料とするなど、無償化を進める市町村が増えている傾向にあります。町としても、子育て施策の充実は重要と捉えておりますので、第2子以降の無償化について、実施に向けて進めてまいります。

次に、以前の移住定住関連助成金の再開の考えについてであります。

一つ目の土地・住宅購入者等への定住促進事業助成金は、町が宅地造成事業や不動産バンク事業を推進する中で、町外流出防止と転入促進の効果を高めるために、平成24年度から開始いたしました。議員御指摘のとおり、令和元年度をもって制度終了となりましたが、少子高齢化の進展による本町への影響を軽減するためには、さらなる定住促進施策が必要であると考えております。

したがいまして、定住促進につながる助成金の再開につきましては、令和6年度当初予算に反映できるよう、地域課題に合わせた制度設計を含め、検討してまいりたいと考えております。

二つ目の、個人住宅取得資金利子補給金は、住宅ローンの利子補給として、年末貸付残高の0.7%を5年間補助するものであります。住宅ローン利用者の約7割が選択している変動金利型では、利子補給率を下回る利率も見受けられることから、令和元年度をもって、新規の申請受付を終了いたしました。現時点では、まだ低金利の状況であることから、利子補給金の再開は考えておりませんが、今後の状況を見極めて総合的に判断したいと考えております。

三つ目の結婚祝金については、町の婚活事業で成婚し、定住する夫婦に対し、祝金を交付する制度でありましたが、対象者が少数に限られることから終了しております。一方で、新婚夫婦に

に対する支援である結婚新生活支援補助金は、年齢、所得制限の要件緩和や、補助額の引上げなどの見直しをかけながら継続をいたしております。現在は、夫婦ともに39歳以下で、世帯所得が500万円未満の新婚夫婦に対し、住居費を最大で60万円まで補助しております。比較的所得の低い若年夫婦への支援として、来年度も継続をしております。

次に、借家、アパートの新築を誘導するための助成金についてであります。

町内への企業進出に伴って賃貸物件のニーズは高まっており、現に、民間アパートや戸建て賃貸住宅の建築が進んでおります。現在の賃貸物件への施策としましては、新築アパートの増加に伴って、空室になりやすい古いアパートへの対策や、空き家の賃貸住宅化を図るため、居住性を高めるリフォームの補助を行っており、賃貸物件の新築や建替えに対する補助は考えておりません。今後、現在のリフォーム補助の効果検証や、賃貸住宅を取り巻く状況変化を把握しながら、効果的な補助事業の在り方を検討してまいります。

最後に、若い方や子育て世代に向けた移住定住への施策についてであります。

現在の少子高齢社会の中では、若年層の地元定着を促進する必要があり、そのため、特に重要なのは、子育てや教育分野の充実、就業の場の創出、住む場所の確保であると考えております。子育て・教育分野の充実は、私のマニフェストでも一番最初に掲げたとおり、優先して取り組むべきと考えております。住み続ける場、子育てをする場として選ばれるよう、子育て・教育環境の質の向上に取り組みながら、適切な行財政運営の下で、行政サービスの質を確保し、満足度を高めたいと考えております。

就業の場の創出につきましては、若い方が働きたいと思える雇用の創出が求められていると考えております。現在、未来拠点事業による新たな企業の進出により、製造業はもとより、農業や観光サービス業など、多種・多様な雇用が生まれてきております。町としましても、新たな活躍の場を創出するため、起業家への支援を行っておりますが、今後も職業選択の幅を広げていくことで、若い方の地元定着を図ってまいりたいと考えております。

また、住む場所の確保についてであります。住宅を新築する方の動向として、最近の建築費高騰により、土地購入費を抑える傾向が続いております。都市部に比べ地価が安い本町は、比較的安価で優良な宅地を提供できる環境にありますので、宅地造成事業の再稼働によって、優良な宅地供給を図ってまいります。また、町だけでは宅地供給のスピードは上げることはできませんので、民間事業者による住環境整備には、行政として応援できることを支援し、増え続ける空き家・空き地問題には、不動産バンクなどを通じて、空き物件の流動化を進め、町内への定住の場の創出に取り組んでまいります。

これらの施策をはじめ、本町の定住施策を着実に実行し、住民満足度の向上を目指すことで、町外からの転入増加にもつながると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

第2子の保育料を無料にする自治体が全国的に増えてきています。近隣自治体も導入に向けた動きがあると聞いております。来年度から、小山町も近隣自治体に先駆けて導入する考えはあるのか、町長に伺います。

もう1点、伺います。定住促進につながる助成金の再開につきまして、令和6年度当初予算に反映できるよう、地域課題に合わせた制度設計を含め検討したいと述べましたが、地域課題に合わせた制度設計とはどのようなものを考えているのか、伺います。

もう1点なんですけれども、現に、民間アパートや戸建て賃貸住宅の建設が進んでいると答弁されましたが、昨年度から今年度8月までに、何棟、何世帯分が供給されているのか、伺います。新たに進出した企業の従業員は、町外から通っている方が多いと聞いております。賃貸アパートの供給量は間に合っているとお考えですか。

それと最後なんですけれども、先ほどの答弁で、賃貸物件の新築や建て替えに対する補助金は考えておりませんと述べられましたが、賃貸物件の供給が間に合っているのならば必要はないと考えますが、新築や建て替え補助も考えた方がよいと思うのですが、その点をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員の再質問にお答えをいたします。

私の政策提言で、子育て教育100年の計への挑戦を一丁目一番地といたしております。若者世代が経済的な不安を覚えることなく子育てを行えるようにするため、第2子保育料無償化を令和6年度から実施をまいります。

次に、定住促進につながる助成金の制度設計についてであります。懸念される生産年齢人口の減少や、将来の地域の担い手不足などの地域課題に向き合い、若者の流出防止やUターン促進につながる制度を組み立て、定住促進を図っていくことが必要であると考えております。

次に、賃貸住宅の建築状況であります。令和4年4月以降完成した賃貸住宅のうち、戸建て住宅は4戸を掌握しており、新築アパートは6棟、合計48居室を確認いたしております。少し遡って、アパートの新築の推移を見ますと、平成23年度から平成25年度の3か年で、新規の拠出数は26戸でありました。その後増加を続け、令和2年度から令和4年度の3か年では、102戸まで伸びており、企業進出によるアパート需要を見込んだ民間投資が活発化していると捉えております。今後も新たな工業団地への企業進出に伴い、賃貸物件への需要が高まると見込んでおりますので、アパートの新築や建て替えなどに対する民間投資が進む事を期待いたしております。町としましては、空室化したアパートの改修補助や、アパート居住者が戸建て新築に移れるように宅地供給に取り組むつつ、賃貸住宅を取り巻く状況変化を把握しながら必要な施策を検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 質問の方は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月4日月曜日 午前10時開議。

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時18分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 鈴 木 豊

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和5年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和5年12月4日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総務課長	渡邊 徹君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	福祉長寿課長	杉山 則行君
商工振興課長	長田 孝代君	農 林 課 長	湯山 光司君
こども未来課長	坂本 竹人君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	9番 藺田 豊造君	10番 渡辺 悦郎君	

散 会 午前11時34分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(個人質問)

5番 臼井光昭君

1. 高齢者のための移動支援サービスについて

12番 岩田治和君

1. 豊門会館、西洋館の入館料を無料化について

10番 渡辺悦郎君

1. 鳥獣被害と対応について
2. 賑わいの創出について

6番 小林千江子君

1. 小山町テレビ共聴組合の利活用を含めた今後の情報発信のあり方に関して
2. 育休退園制度ならびに学童退園制度の見直しに関して

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

最初に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 高齢者のための移動支援サービスについて、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

近年、高齢者の間で誤嚥による肺炎やそれに伴う死亡事例が増加しています。これを受けて、単位シニアクラブでは、誤嚥予防の講習会を開催しておりますが、多くの高齢者が交通手段の不足により参加できていません。特に、運転免許証を返納した方や身体的な制約を持つ高齢者にとって、公民館までの移動が大きな障壁となっています。

この問題は全国的な課題であり、一部の自治体では地域住民による移動支援サービスが実施されています。例えば、自治体が提供する車両やボランティアの私用車を利用した移動支援サービスが増えており、移動中の事故に備えた自動車保険も提供されています。これにより、公共交通ではカバーできない短距離の移動支援が可能になっています。御殿場市のシニアクラブが令和3年からこのようなサービスを実施している例もあります。

高齢者の健康や生活を支援するボランティアによる移動支援サービス体制の構築が急務です。町として、このようなサービスの導入に向けた考えや計画があるか、ぜひお聞かせ願います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 臼井議員にお答えいたします。

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地

域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。

住み慣れた地域で日常生活を送るためには、買物や医療の受診、または地域の交流の場へ出向
き隣人と交流を持つことなど、欠かすことができないものが多くあります。

議員御質問の地域住民による移動支援サービスにつきましては、近隣の一部の市町において、
ボランティアによる移動支援事業が展開されています。現時点では本町においてそのような事業
展開はございませんが、早急に検討する必要があると認識しております。

現在の町の施策の状況等を御説明いたしますと、自宅から出かける移動手段について、高齢に
より自動車の運転免許を返納された方々は多くの困難を抱えております。そこで本町では公共交
通施策としてデマンドバスを運行しており、町内に279か所ある停留所から乗車することにより、
公共施設や医療機関、駅、地域の公民館、スーパーマーケットなどへ行くことができるほか、御
殿場市の病院等へも運行範囲を広げております。その結果、利用者から一定の評価をいただい
ておりますが、しかし最近では、利用者の増加から予約が取りづらい状況が発生しており、地区内
の移動について支障が出ている状態です。そこで、現在、狭いエリアを巡回する新たな交通手段
を検討しているところであります。

このほか高齢者の生活を支援するため、町と社会福祉協議会、地域包括支援センターが、地域
の方々とともに高齢者が感じている困り事の解決に向け、協議検討を行っています。協議の中
で出された一番の困り事として、買物の困難さが挙げられておりました。軽トラックなどによる食
品の移動販売が複数の事業者により一部の地域で展開されておりますが、まだまだ十分な状況と
は言えません。次年度からは、新規に移動販売を行う事業者の計画がありますので、買物困難者
の減少につながっていくものと期待しているところであります。

高齢者が生活する上で買物以外にも様々な困り事が出てきておりますが、家族と同居されてい
たり、定期的に家族が訪問するなどされていれば、困り事の解消につながります。しかし、独り
暮らしで家族が遠方に居住され、家族からの定期的な支援が受けられない場合には、御本人だけ
では困り事の解決をすることが難しく、地域の力、近所の方々との支え合いが重要となっていま
す。

町が移動支援事業を始めるには、地域の方々を運転ボランティアとして養成すること、ボラン
ティアの組織を立ち上げること、送迎車両を確保することなど、移動支援の仕組みをつくる必要
があります。

そのために、町・社会福祉協議会・地域包括支援センターが地域の方々と話し合う協議の場
において、町が令和4年度に実施した高齢者アンケート調査を共有するとともに、先行して実施さ
れている市町の事例を参考に、地域でお互いに助け合う仕組みの普及啓発や、移動支援事業を行
っていただくボランティアの養成、送迎車両の確保、事業全体の運営方法等について研究してま
いりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） 再質問ではありませんが、高齢者のための移動支援サービスについて、デマンドバスに加え巡回交通手段の新設、また移動販売の増強、さらにボランティアによる移動支援サービスの新設検討に積極的に取り組んでいただけるとの回答を得ましたこと、感謝申し上げます。

今や、これら移動支援サービスの構築検討に時間をかけている余裕はありません。今年度をもって連合婦人会は活動を停止します。また、単位シニアクラブの減少は加速度的に増えています。このままでは、連合シニアクラブの活動停止も時間の問題と思います。

移動支援サービスの構築に時間をかけていたなら、支援を求める町民までのラスト1マイルの担い手、すなわち地域団体やボランティアグループの消滅が起きてしまいます。

構築検討、啓蒙活動、ボランティア運転手の養成など、同時並行的に進めることが不可欠です。令和6年度の早い時期に移動支援サービスの運用が始まりますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 通告に基づきまして、豊門会館、西洋館の無料化について質問いたします。

豊門公園は、平成16年に富士紡績様から購入し、同時に譲渡された豊門会館、西洋館など附帯する建造物は翌17年には国登録有形文化財として登録されています。

また、本町に譲渡後、改修費用等で豊門会館には約1億9,000万円、西洋館には2億9,000万円の費用を要し、さらに豊門公園の改修費用としても2億3,000万円強の費用を投入しています。

このようなことから、令和3年より入館料1人300円を徴収し有料としています。

令和4年度の実績では、1日平均の有料入館者数は、豊門会館が平均4人、西洋館が20人程度であり、いずれも極めて少ない状況が続いています。

入館料の有料化のために4人の会計年度職員を雇い入れ、人件費などの経費は年間1,300万円ほど発生しています。しかし、年間の収益は僅か30万円程度であり、大変な赤字状態が続いています。

また、豊門会館、西洋館は、ともに町民の財産でありながら、入館料を有料化することにより入館へのハードルを高くし、町民の足を遠ざけているようであります。

町の対応としても、観光面では外部に大きなアピールはせず、町外からの入場者は少ないようです。また、豊門会館等が国指定文化財であることから、維持管理が教育委員会の管轄であり、多くの方々に入館を促すよりも、未永く現状を保存することに重点を置いているように見受けられます。

大正、昭和時代の文化財としては大変重要な建造物であり、町民の誇りと私は思います。

先々は観光の目玉施設としての価値は十分にあり有料化すべき時期もありますが、現在は月に一度程度の無料開放日を設け、通常は豊門公園のみを開放し、両館の内部は閉館とすべきと考え

ます。

このようなことから、次の点について答弁を求めます。

豊門会館、西洋館の入館料を無料化できないか所見を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 岩田議員にお答えをいたします。

豊門会館の入館料の設定につきましては、令和4年1月から入館料金を徴収しての一般公開をスタートいたしております。

令和3年度は令和4年1月から3月までの3か月間で、豊門会館の来館者は212人、入館料につきましては6万3,600円の収入がありました。

そして、令和4年度の豊門会館の来館者は1,012人、入館料につきましては30万3,600円の収入がありました。

また、常時無料開放している西洋館につきましては、4,753人の入館があり、今年度はそれを上回る来館者を見込んでおります。

このように一般開放を開始して以降、来館者が増加しており、町内外に広く豊門会館や西洋館の存在が周知されてきていると認識をいたしております。

一方で、施設利用の無料化につきましては、具体例として、小中学校の地域学習や教職員の研修会、町民講座などの学習会は使用料を減免し、コンサートやアートイベントなど町主催事業を行う際には無料開放をいたしており、来館者の皆様から御好評いただいております。

また、映画のロケ地への聖地巡礼の来館者が国内外から訪れるなど、文化、観光の拠点としての展開も見えてきております。

こうしたことから、町では、豊門公園のさらなる利活用の可能性を探るため、11月上旬に国土交通省主催の官民連携事業の推進のため地方ブロックプラットフォームにおいて、サウンディング調査を実施し、その中で6社の民間企業から大変貴重な御意見や御提案をいただくことができました。

現在、調査結果を精査し、今後の豊門公園の活用・運営方針の検討を進めているところであります。

なるべく早期に文化財の保護と両立する形での利活用の方策を決定してまいりますので、それまでの間は現在の料金体制を維持したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 今、答弁いただいたところで、今後なるべく早期に文化財の方と両立する形での利活用方法を決定してまいりますということで、現在の料金体系は維持したいとの考えですけど、ちょっと私の方の感触とだいぶ違いがあるなというのが幾つかあるわけなんですけど。

まず、質問の中でも触れましたように、令和4年度の決算で、人件費などに年間1,300万円ほど

投じているわけなんです、年間の入場者収入は30万円程度で、ほとんど売上がないというような状況です。私は無料開放することを問題視しているわけじゃなくて、無料開放はすべきだと思っているわけですけど、ただ有料入場者数が、ただ年間30万円の売上しかないところに、人件費が600万円強、よってその他の維持管理費が750万円ほどかかっているわけなんですけど、コストパフォーマンス、費用対効果がそれほど見込めないような施設でありながら、これだけのお金を投じていくのは無駄ではないかというような感じがします。

ですから、再質問の中で1点目は、この人件費など1,300万円ほど投じていながら、売上が30万円ほどしかないということについての答弁をお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つ、無料開放しているという中で、私は町民の財産でありながら入館料を有料化することは、住民の入館へのハードルを高くしているだけだということに考えられます。そのため、町民の足を有料のため遠ざけているというふうに見えます。これは近くに住んでいる藤曲地区の方からそういう声も聞いてきたものですから、私はぜひ町長の考え方というのを聞きたいということで今回質問をしたわけですけど、なかなか町民が見たくても有料化しているから見れないというようなハードルを高くしている意味がちょっとよく理解できないものですから、その点についても答弁を求めます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

1点目は再確認かと思しますので、再度お答え願います。

2点目につきましては、有料化がハードルを高くするということですので、その点についての御回答をいただきたいと思います。

○教育次長（野木雄次君） 岩田治和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の費用対効果ということについてですけれども、有料で施設利用をしていただいているということから、費用対効果ということは常に念頭に置いておかなければならないというふうには認識しております。

一方で、文化財それから産業遺産といったものについては、維持保存は行政の責務であるというふうにも考えております。

一般開放に当たっては、有料化するとともに、その一部についてかかる費用について、入館者から負担をしていただいているということになりますけれども、常時一般開放することによってより多くの方に知っていただいて、それら行政としての責務、役割についても知っていただけたらということから、当面というか、有料については続けていく考えでおります。

それから、2点目ですけれども、地域の方の足が遠ざかっている、そんなことかなと思うんですけれども、有料化する以前から、有料化というか、常時一般開放する前から、町民の方々にはお祭りだとかイベントの際に無料開放をして、その際に多く足を運んでいただいております。それについては現在も変わっておりません。有料化している期間もありますが、無料開放してい

る期間もありまして、それについては以前と変わらず続けておりまして、その際には地元の方々にも気軽に足を運んでいただけるものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問は。

○12番（岩田治和君） 維持保存が行政の責務だということで、それは私も異論は全くないんです。

それと、もう一つ、無料開放ということも私は異論はないんですけど、ただ、常時有料化するための人件費が年間789万1,000円ほどかかっているわけですね。それがさっき言った費用対効果で、私はそこまですべきじゃないというふうには思っております。

ちょっとじゃあほかの観点から見たいと思いますけど、維持保存が行政の責務ということで、今、教育委員会の管轄でやっているということなんですけど、私もこの質問をするに当たり豊門公園のパンフレットを、私は観光部署でやっているからと思って観光交流課の方に行ったわけです。そのとき、観光交流課の担当じゃないらしくて、窓口には豊門公園のパンフレットがすぐには出てこなかったですね。棚の奥の方から出してくれたというような状況だったりする。実際のところ、観光施設じゃないというような意味合いが、観光課の方でもそう思っているのかもしれませんが、私は今後來客の数を増やせるためには、観光面でやっていかなければならないんじゃないかという感覚を受けました。

先日の平野議員が質問されたように、元に戻して都市整備課の方に管理を移すべきだというふうに言われましたけど、私はどちらかというと観光面でこの豊門公園、豊門会館、西洋館を管理すべきだというふうに思っております。その点についての考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田治和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、御提案といたしまして、豊門公園の方を観光の方で管理した方がいいのではないかと御提案でございますけれども、先日、一般質問の1日目で平野議員にお答えしましたとおりで、来年度以降につきましては都市整備課の方で、都市公園ということで管理をしていただくということで、今の時点はそういったことで考えております。

確かに観光という面でも当然豊門公園はもちろん大切な観光資源でもございますので、その辺につきましては十分連携をしていかなければいけないということも認識しておりますし、また、先ほど教育次長からの話もありましたとおり、イベントですとか、様々なお祭りですとか、そういったことで交流人口といいますか、そういった人口を扱うために豊門公園というのは重要な施設だというふうに考えておりますので、その点、観光も十分力を入れて、観光にも取り組んでいきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（岩田治和君） 私はぜひ観光面での取組ということを再検討していただきたいと思っておりますので、今後の課題としていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番（渡辺悦郎君） 本日は一括質問一括答弁方式にて2件の質問を行います。

まず、最初に、町の鳥獣被害とその対応について質問いたします。

近年、山と里の境目に変化するとともに、それに伴い互いの競合エリアが広がってきていると聞いております。また、気象や気候の変動により餌となる木の実が不作になると、餌を求めて人里に下りてくるとも聞いております。今年に入り、全国的に熊が田畑、森林のみならず、住宅地にも出没して人的被害があったと報道されております。

鳥獣によっては行動範囲が広く、またその動向をつかむのは難しいと聞いております。

そのような中で、鳥獣被害を少なくするために日夜活動されている駿東猟友会の皆様には感謝しかありません。

小山町はこれまで様々な対策を講じ、対応を行ってきているところではありますが、町の主産業は農業であり、農作物に、また植林した苗木等林業にも被害を被っていると聞いております。農業も高齢化が進み、また兼業での従事が進む中で生産物を守らなければなりません。

そこで、次の2点につきまして質問いたします。

まず最初に、近年における鳥獣被害の状況、特に農林産物への被害状況とその対応について伺います。

次に、かねてからICTを活用した狩猟者への負担軽減を図れないかと述べてきましたが、今日までの進捗状況と今後の計画について伺います。

大きな2番目の質問でございます。

賑わいの創出について質問いたします。

町は、地域の賑わい創出について、商工会、商店会等と連携して自主的な賑わいの創出に奮闘しているところであります。

町内の各商店会は年々店舗数が減少し、いわゆるシャッター街化が進んでおります。

このような中、先日、アートウォークおやまが開催され、健康福祉会館広場をメイン会場として、音淵商工振興会、落合商工振興会の店舗や空き店舗を利活用した地元商店会以外の店舗が出店し、一時的にでも賑わいを取り戻しました。聞くところによりますと、かつてはこの通りは武者行列なども行われていたようです。

商店も高齢化が進み、後継ぎもない中での今回の取組は、それぞれの商店等がこれからの方向を考えるきっかけになったのではないかと推察するところであります。

そこで、次の3点について質問をいたします。

まず、最初に、今後このような事業を継続し、商工会、特に商店や個人事業主等と連携して事業を盛り上げていく考えはあるのか伺います。

次に、今回開催されました内容と対応は適切であったのか伺います。

3番目に、歩道が狭隘であり安全性を確保するための方策について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

初めに、賑わいの創出についてのうち、今後このような事業を継続し、商工会、特に商店や個人事業主などと連携して事業をより盛り上げていく考えはあるのかについてであります。

アートウォークおやまは、かつての商店街のにぎわいを少しでも取り戻せるよう、まちなか活性化協議会の事業として、令和4年度から始まった回遊型イベントであります。

今年度のアートウォークおやまは、音渚商工振興会と落合商店街振興会、商工連合会OYAMAを中心に、空き店舗や空きスペースを有効に活用して、地元商店会以外の事業主による出店や、町内アーティストによる空き店舗へ、ハロウィンをテーマにしたアート作品の展示を行いました。

このイベントにより、商店街全体が明るくなるとともに、たくさんの方々にかつての商店街の賑わいを味わっていただくことができたと考えております。

商店会も今回のような賑わいを創出するイベントの継続開催を希望しておりますので、今後も商店や個人事業主などが自ら賑わいを創出し、また訪れたいくなるような商店街づくりが進められるよう、引き続き商工会と連携をまいります。

その他の御質問につきましては、経済産業部長から答弁をいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 賑わいの創出についてのうち、次に、今回開催された内容と対応は適切であったかについてであります。

今回のイベントは、町を盛り上げようと思う事業者や各種団体、地域の方々それぞれが工夫し協力し合って出展し、商店街をハロウィンムードで回遊できるスタンプラリーも実施をいたしました。

また、メイン会場の健康福祉会館では、ステージイベントをはじめ、マルシェやグルメなど賑わいを創出する取組をつくり上げることができ、町内外から多くの方に参加していただきました。

商店街の安全対策としては、県道沼津小山線に交通指導員と警備員を配置し、交通誘導に気を配っておりましたが、一時的に多くの方が商店街に集中したことなどから、歩行者の道路へのはみ出しや横断歩道のないところを横断するなどの行為も見られました。今後、さらなる安全対策について検討する必要があると考えております。

次に、歩道が狭隘であり、安全性を確保するための方策はについてであります。

イベント開催時は、多くの方が歩道を行き交うので、参加者へお互いが譲り合い、声を掛け合って擦れ違わないように周知していくことと、交通指導員や警備員を増やすなど安全対策を講じてまいります。

また、県道沼津小山線を歩行者天国にすることも一つの方策として視野に入れ、検討していき

たいと考えております。

次に、鳥獣被害と対応についてのうち、初めに、鳥獣被害による農林産物の被害状況と対応についてであります。

本町における鳥獣被害については、ニホンジカやイノシシによる水稻の食害や、踏み荒らしによる被害、またハクビシンなどによる野菜の食害が主なものとなっております。

また、富士伊豆農業協同組合の調べによるものでありますが、令和3年度の農産物の被害金額は1,388万1,000円であり、昨年度は1,006万4,000円でありました。比較すると減少傾向ではあります。引き続き農産物被害は多い状況にあります。

鳥獣被害の対応につきましては、農家に対し、有害鳥獣の侵入を防ぐネット柵や電気柵などの設置に係る経費の一部を補助するとともに、有効な防護柵の設置方法などの講習会を開催し、情報提供を行っております。

また、有害鳥獣の隠れ家となる耕作放棄地の解消や、餌となる収穫せずに放置された果樹や農作物残渣を除去するなど、地域ぐるみで鳥獣がすみにくい環境づくりに取り組んでおります。

一方で、鳥獣の個体数を減らす取組としては、狩猟者を増やすため狩猟免許の取得経費を補助するとともに、駿東猟友会に依頼し、わなや銃器を用いて有害鳥獣の捕獲に努めているところであります。

次に、ICTを活用した狩猟者の負担軽減の取組状況と今後の計画についてであります。

本年度から、駿東猟友会小山支部会員30人に対し、捕獲した有害鳥獣の情報をその場で登録し、狩猟者と共有できる捕獲アプリを試行的に導入をいたしました。

この捕獲アプリは、スマートフォンなどの通信端末に搭載のGPS機能から、捕獲箇所の位置情報を取得することで生息箇所を把握し、ほかの狩猟者と情報を共有することで効率的なわなの設置が行えること、また、カメラ機能により捕獲した鳥獣を撮影することで、大きさや推定重量などの情報が得られ、今まで町に提出していただいていた報告書が不要となるなど、狩猟者の負担軽減が図られております。

今後につきましては、新たに通信機能つきセンサーカメラの導入を検討しており、わなを仕掛けた付近に設置することにより、スマートフォンなどで即時に捕獲の有無やわなの状況が映像で確認できることとなります。これにより、今まで行っていたわなの見回り作業が大幅に軽減されることとなります。

本町といたしましては、引き続き、狩猟者の意見を聞きながら、ICTを活用した捕獲器具を導入し、効率的な有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、狩猟従事者の負担軽減と農作物の被害減少に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初に、鳥獣被害についてであります。

先ほども述べましたが、町内でも熊の目撃情報があったと聞いております。動物園で見る熊はかわいいものですが、野生の熊となるととても危険です。

報道によりますと、全国的に人里でも目撃され、人的被害があったようです。

熊に対する町の対応について伺います。

二つ目、捕獲について、銃器による捕獲数とわなによる捕獲数について、分かる範囲での数を伺います。

3番目、先ほどの答弁でありましたが、本年度から試行的にICTを活用した捕獲アプリを30名ほどが使用されるとありました。これは全会員なのか伺います。

次に、賑わいの創出であります。

店舗を持ちたくても場所がなく、今回空き店舗を活用した店舗はどのくらいあったのか伺います。

次に、商店主、個人事業主が積極的に参加、出店できる態勢づくりをどのようにつくっていくのか伺います。

以上、再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 渡辺議員にお答えいたします。

本町における熊の対応につきましては、人里での熊目撃の情報が寄せられた場合、直ちに無線放送にて町民の皆様にご注意を呼びかけ、注意看板の設置や周辺のパトロールを実施し、熊の動向を調査いたします。さらに御殿場警察署、静岡県、学校など関係機関と情報を共有し対応を協議いたします。その中で、町民に危険が及ぶおそれのあると判断される場合につきましては、静岡県や警察署の指示に従い行動をいたします。

次に、銃器とわなによる捕獲数であります。本年4月から10月末までの有害鳥獣捕獲実績につきましては、鹿・イノシシで101頭となっております。そのうち、銃器での捕獲は14頭で、わなによる捕獲は87頭となっております。

次に、駿東猟友会小山支部で捕獲アプリを導入しているのが全会員であるのかについてですが、現在会員は45名で、そのうち捕獲アプリの導入を希望する30人が使用しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（長田孝代君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

賑わい創出のうち、1点目、空き店舗を活用した店舗はどのくらいであったかについてですが、今回のイベントで空き店舗を活用した店舗は3店舗で、そのうち落合商店街振興会が2店舗、音渚商工振興会で1店舗でありました。持ち主の都合により利活用に至らなかったケースも数件ありました。その理由は、長い間使っていないので状態が悪く、また、既存の店舗内

に荷物がたくさんあるなど、貸し出す状態ではないといったものであります。

次に、参加、出展できる態勢づくりについてであります。今回のイベントでは、町内外から多くの方に商店街を歩いて楽しんでもらうことができました。イベント終了後に行った事業者アンケートの結果からも、事業主自身が手応えを感じ、商店会においても、賑わいのある商店街づくりのきっかけとなりました。これらを更に発展できるように、事業主、商店会と一緒に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。

鳥獣被害について伺います。

全国的に熊の出没が話題になる中、兵庫県丹波市内の竹やぶで、11月22日から24日の間に、くくりわなにかかった鹿が野生動物に襲われる事案が2件続いたという報道がありました。非常に驚いたところであります。同様な事案が我が町でも起こらないとは言えません。日頃わなをかけて巡回されている猟友会の方々も危険であります。

繰り返しになりますが、駿東猟友会の皆様に衷心より感謝すると同時に、答弁でもありましたように、ICTを活用した機器の導入をできるだけ早く進めていただきたいと思っております。

次に、賑わいの創出でございます。

町と町民が互いに協働して進めていかなければならないと認識しております。それぞれの組織等において自主努力していただく部分、町が契機を設けて町民の皆様の協力を得る部分、そして、町が後押しをする部分があります。

安全性の確保について、当初部長答弁にもありましたように、歩道が狭く平坦でないために、今回より、より一層安全を確保するためには、答弁にもございましたけれども、県道沼津小山線を歩行者天国にする方策も真に検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 渡辺議員にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、狩猟者によるわなの巡回時に、囲いわなやくくりわなに錯誤捕獲となる事案は想定されます。

そのため、熊の扱いにつきましては、安全対策をしっかりとした上で対応するよう、駿東猟友会小山支部に指導してまいりたいと考えております。その中で、ICTを活用した狩猟器具は狩猟従事者の負担軽減や安全作業に不可欠でありますので、導入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 賑わいの件でございますが、イベントが終わった後、私は御殿場署に出向きまして、署長と交通課長のお二方に対して、来年は歩行者天国をやりたいと、この旨伝えてきました。またその時期が来たら、また文書等でお願いしますと、こんなことになっております。

○10番（渡辺悦郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、小山町テレビ共聴組合の利活用を含めた今後の情報発信のあり方に関して、並びに、育休退園制度ならびに学童退園制度の見直しに関してを議題とし、一括質問一括答弁方式にて質問をさせていただきます。

小山町は、町民に対し、広報おやまをはじめ、無線放送や公式LINE、ホームページ、インスタグラムやフェイスブック等SNSなど様々な媒体を活用しながら情報の発信に努めております。

しかしながら、広報おやまなど紙媒体での発信は各戸への配信を可能としてもタイムリーな情報発信とは言えず、またその配達負担軽減から回数を減らすなど調整が求められております。

無線放送はデジタル化がされ各戸への適切な設置も進められておりますが、時を選ばず一方的に発信される情報に煩わしさもあり、無線を切ってしまう方もいらっしゃるようです。

そのような中、今後の町の有効な情報発信の手段として、小山町テレビ共聴組合を活用したテレビ放送による情報発信も有益な手だてとして検討することを提案させていただければと思っております。

小山町テレビ共聴組合、以下、小山テレビは、1960年に設立され、現在に至るまで小山町の文化、芸術、スポーツ、レジャー、産業や経済、そして行政広報の分野にまで幅広く、そして地域に根差した情報をリアルタイムで町内へ発信し続けております。

しかしながら、配信区域はと申しますと、柳島・湯船を除いた小山区域、新柴・桑木を除いた足柄区域、そして北郷に関しては北郷支所を含む複数か所、並びに新しく設置されましたわさび平地区で視聴が可能となっており、須走に関しましては、須走支所が辛うじて受信をしている状況です。

現在、2,338口の組合員口数を有しておりますが、光通信事業者の攻勢、組合員の転居、施設入所、死亡、脱会などにより、令和4年度には14戸の新規加入もありましたが、結果として81戸減少するなど、その存続も危ぶまれております。

一方、町内の声はといいますと、多くの方より小山テレビの視聴を求める声をいただいております。

ます。

といいますのも、小山テレビが、先ほども申し上げましたとおり、行政とも連携し、小山町議会の中継、おとなの脳トレ「おやまッチョ」、そして、河川定点カメラ映像などの放送、さらには危機管理局との河川定点カメラの映像の常時視聴等を放送されているからです。

町は、地域社会に資する小山テレビのようなメディア機能を活用し、テレビ放送を通して町内の防災、町内情報発信のさらなる強化を互いに連携を図り寄与することも大変有益かと考えます。

このことを踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。

小山テレビの組合員は主に小山地区で構成されており、先ほども申し上げましたとおり、その組合員の数は減少の一途をたどっております。町からしてみれば町内の一企業ではありますが、町と小山テレビとの関わりを踏まえ、この状況をどのように捉えられているのか、お聞かせください。

次に、テレビ放送の利活用に関してお伺いいたします。

茨城県行方市では、防災対応型エリア放送を展開し、市内全域を視聴範囲とする情報番組の発信を行い、住民参加型情報番組なども配信されております。小山町も庁舎を放送局とし、防災対応型のエリア放送を開設し、町内全域へ放送を発信する取組を検討することも可能なのではと考察いたします。町のお考えをお聞かせください。

次に、光ケーブルを設置することでテレビ放送の発信も可能となりますが、コスト面などを鑑みましても、アンテナ設置が現実的かなと思われまます。エリア放送を検討する際には、併せてアンテナ設置に対する助成金の制度新設も検討されてみてはと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

次に、エリア放送には様々な可能性があると感じております。例えば、スタジオなどがあれば、番組の配信など更に活用の幅が広がるかと思われまます。それらを含めどのような活用が可能であるか、お聞かせください。

このようなテレビ放送やエリア放送を事業として展開する際に、そのメリットとデメリットは何であるとお考えでしょうか、お聞かせください。

最後に、本案件は、緊急情報など防災を含む事柄ですので、地域社会に資する情報やメディア機能をどう維持活用していくのかという点において、今後町の可能性を検討する観点からも、まずは情報の発信あり方検討会を立ち上げ、これらを検討していくことも有益かと考えまます。町のお考えをお聞かせください。

大項目、二つ目の質問として、育休退園制度ならびに学童退園制度の見直しに関して、お伺いいたします。

育休退園制度は、保護者が第2子以降の出産で育児休業を取得すると、上の子は通っていたこども園（長時間）を退園させられる制度であり、この制度は同様に学童にも退園が求められます。

2015年に始まった国の子ども・子育て支援制度では、育児中も保育園を継続できることが明確

化されましたが、最終的な判断は市町村に委ねられております。

そのような中、保護者も上の子どもと乳飲み子を抱える負担の大きさから、制度的に見直しを求める声が高まってきております。

また、子どもにとりましても、園で楽しく過ごしていた毎日が突然打ち切られてしまい、行きたかったのにといい気持ちを抱える子どもも中にはいるようです。

確かに、町の政策として、児童が1歳になるまではお預かりの延長が可能です。

しかしながら、産休・育休後こども園・保育園に入れない、離婚や病気その他けがなどで子どもの養育が難しくなる、離婚などで子の養育者と別居になった場合や新たな妊娠により6週間(多胎妊娠では14週間)以内に出産予定など予期せぬこともあり、そのような場合には退園せざるを得ない状況にあります。また、公務員の中には育児休暇が3年間取得可能なものもあり、それを希望される方も多くいらっしゃいます。これらの場合には、町の制度である1年の延長を更に超えることとなり、園に預け入れが難しくなってしまいます。

このことを踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。

町は、この課題に対しどのようなお考えをお持ちでいらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。また、子育て支援の観点からも、制度の改正を検討する必要があると思われれます。これに対して町が課題とする事柄は何であると考えているのか、お聞かせください。

次に、退園は強制にせず、制度自体の廃止、もしくはせめて意向を確認して希望を取る方向で調整はできないのか、お伺いいたします。

最後に、今年度を含め、過去3年間で対象となった児童はこども園・学童で何名であったのか、お聞かせください。また、見直しが図られたとして、退園した子も戻れるように検討はできないのか、お聞かせください。

以上をお伺いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 小林議員にお答えします。

小山町テレビ共聴組合の利活用を含めた今後の情報発信のあり方に関してのうち、初めに、同組合員の減少について町はこの状況をどのように考えているかについてであります。

組合員数の減少につきましては、組合の事業が継続できるように営業の工夫をするなど、組合自身で組合員確保に努めてもらいたいと考えております。

小山町テレビ共聴組合では、議会中継や町政情報などの配信をしており、町ではそのような情報を町内全域に配信していきたいと考えているところであります。

また、本年度は、町の取組を紹介する番組制作に役場各課が協力いたしました。引き続き、同組合の事業に協力していきたいと考えております。

次に、防災対応型のエリア放送について、放送局を開設し町内全域へ放送を発信すること、その活用方法など、一括して答弁させていただきます。

エリア放送とは、地上デジタル放送の空いている一部のチャンネルを使って、一般的には一部の区域のうち特定の狭小な区域、例えばスタジアムや大学のキャンパスなどで情報配信を行うものであります。

放送される内容は、イベント情報や地域の生活情報、観光情報など地域関連の放送が主に想定されます。エリア放送は災害時等に有効であり、平常時でも町政情報をリアルタイムに流すことができることがメリットと考えます。

情報発信の大事なツールとして活用され、エリア放送の送信アンテナを自治体全域に多数設置して放送している自治体もあります。

実施している茨城県行方市では、工事費に約7億円、工事前の調査や申請の委託料に約2億円、番組制作にかかる費用が毎年約2,000万円、また、北海道安平町では、工事費に約4億5,000万円、毎年の運営費が約1,000万円かかっております。

このようにエリア放送を実施するには、初期投資費用及び運営費用等に多額の費用が必要となります。また、本町は地形により電波を受けにくい箇所が多く、受信に障害が出ることも想定されます。このようなことから、本町においてエリア放送の導入につきましては、効果的ではないと考えております。

次に、情報発信のあり方検討会を立ち上げる考えはについてであります。

防災などの緊急情報や町の情報をどのようなメディアを活用して町民に伝えるのか、検討していくことは重要であります。

このたびの御提案のように、テレビ放送というメディアを使つての情報発信は有効であります。先ほども申し上げましたが、小山町テレビ共聴組合のケーブルを町内全域に敷き、防災情報や議会中継、町政情報などを配信できる方法を研究していきたいと考えております。

協議、検討する組織としましては、現在ある行政改革推進本部幹事会や広報委員での会議等を考えております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 育休退園制度ならびに学童退園制度の見直しについてのうち、初めに町の育休退園に対する考えはについてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定により、育児休業は原則1年取得できるとされていることから、こども園では、生まれたお子様が1歳になる月の末日まで継続しての利用を可能としているところであります。

また、放課後児童クラブは、保護者が共働き等により昼間家庭にいない間、小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行うものであります。このため、育児休業中に保護者が家庭にいることにより、利用はできなくなっております。

町としましては、保護者の希望などを把握するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、制度改正による課題についてであります。

現在のこども園、放課後児童クラブの利用状況を踏まえると、育休退園させず子どもを預かることで、利用定員を超え、新規に就労しこども園等の利用を希望する子どもを預かることができず、待機児童となってしまうことが考えられます。

次に、制度の見直しの前に、今年度を含め、過去3年間で対象となった人数と、見直しがされた場合の対応についてお答えします。

こども園につきまして、令和3年度3人、令和4年度1人、令和5年度は現在おりません。放課後児童クラブにつきましては、令和3年度2人、令和4年度1人、令和5年度1人となっております。

こども園で育休退園したお子様につきましては、全員こども園に再度入園しておりますが、放課後児童クラブでは、待機児童が生じているクラブもあり、見直しが図られた場合に退所した子どもを戻すことが難しい状況にあるところであります。

制度見直しにつきましては、先ほどお答えした定員の課題がありますが、こども園や放課後児童クラブの利用申込みの状況により、待機児童が生じる可能性の有無や、利用される保護者のニーズ、近隣市町の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） 再質問を数点させていただきます。

まず、小山町テレビ共聴組合の利活用を含めた今後の情報発信のあり方に関して、お伺いいたします。

初期投資費用及び運営費用等に多額の費用が必要と御回答いただきましたが、町内へエリア放送を展開した場合の大まかな見積、また、共聴組合のケーブルを町内全域に敷き、防災情報や議会中継、町政情報などを配信できる方法を研究してまいりたいと御回答いただきましたが、ケーブルを町内全域に敷きテレビの視聴が可能となる大まかなお見積、こちらはどれくらいであると試算されましたでしょうか。どちらを選ぶにせよ、比較の検討が求められるかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、これは我が町小山町に限ったことではありませんが、行政における広報の魅力化は非常に重要であるにもかかわらず、どの市町村も苦手とされる分野であります。本案件に関しまして、協議、検討する組織としまして、現在ある行政改革推進本部幹事会や広報委員での会議等を考えておりますと御回答をいただきましたが、魅力的なコンテンツを制作するという意味合いにおいても、またテレビにおける情報の発信のみならず、SNSやホームページの時代時代に即した広報を町内そして町外へとアクションを取らなければならない中で、専門的な意見を伺うことも一つの案かと考えられます。民間などから専門監をお呼びするなど策を講じられることも求められると思いますが、町のお考えをお聞かせください。

次に、育休退園制度ならびに学童退園制度の見直しに関して、再質問をさせていただきます。

少子化が進み、出生数も少なくなっている中、令和3年から5年までの対象となった児童の数を先ほど伺ったところ、そこまで膨大な人数が対象となっているわけでもないことが伺えます。設備や人員配置などの調整はもちろん必要かとは思われますが、この規模数でしたら検討次第でこども園も学童も対応が可能なのではと感じますが、いかがでしょうか。

また、近隣市町の状況を検討しますとありましたが、お隣、御殿場市では昨年まで退園制度がありました。令和4年10月よりその制度を撤廃し、育休証明書などの必要書類を提出すれば継続して預かるようにできるよう整えられたそうです。そうなりますと、ここで問題が生じます。互いの自治体の保育を利用している保護者です。互いの制度が異なるために、御殿場市で預けている小山町の保護者は、御殿場市側がよしとされているにもかかわらず、園が認定となりますと、小山町の制度上、のっとるために退園しなければなりません。もちろんこの逆もしかりです。つまり、同じ敷地内で強制退園される子とされない子が出てきます。広域で互いに連携している御殿場市が制度の見直しを行い町の利用者でもある以上、やはり早急に制度の見直しを行うべきと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

初めに、エリア放送とケーブルテレビの試算、比較についてであります。

先ほど答弁いたしました茨城県行方市と北海道安平町に聞き取りをした費用から判断しており、特に積算は行っておりません。

また、ケーブルを町内全域に敷いた場合の試算も現在依頼しているところであり、現時点での比較はできませんが、今後検討していきたいと考えております。

次に、専門監の配置についてであります。

専門監の配置も一つの案だと考えますが、本町には行政アドバイザー登録制度があり、専門的な指導・助言をいただくこともできますので、御意見を参考に研究していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 再質問にお答えいたします。

確かに出生数は減少しております。保護者の就労する割合が増えていることから、こども園や放課後児童クラブの利用希望も増えております。こども園では、現在、待機児童もいないことから、育児休業中の利用できる期間の見直しについて早急に行ってまいります。放課後児童クラブでは、現在、定員を超える児童もいることから、今後の利用状況等を勘案して検討してまいります。と考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問ありませんか。

○6番（小林千江子君） 情報発信のあり方に関して、1点お伺いさせていただきます。

今回参考にさせていただきました茨城県行方市では、番組作成に大変注力をされております。幼稚園の先生達のお遊戯を子ども番組のように放送したり、保健センターと連携をし、様々な健康番組を配信されております。また、最近では、茨城大学の学生とドラマの作成をされているようです。今後、小山テレビのケーブルを町内全域に敷き配信できる方法を研究されたいとするならば、ぜひ現地へ行き、視察をしていただき、学びを得ていただければと思います。お考えをお伺いさせていただきます。

次に、退園制度の見直しに関して、再々質問を2点ほどさせていただきます。

こども園の制度見直しを早急に行うという前向きな御回答ありがとうございます。ぜひ見直しをしていただき、育休退園制度を御殿場市同様、廃止としていただきたいと思います。

放課後児童クラブでは、現在、待機児童も出ていることから、今後の利用状況を勘案し検討したいと御回答いただきましたが、まずは低学年など対象を絞って見直しはできませんでしょうか。

といいますのも、低学年を持つ保護者ですと、必然的に第2子、第3子は0歳児から5歳児を抱えることとなります。小学生といえども、3年生ぐらいまでは大変やんちゃです。難しければ、せめて1年生だけでもよしとしていただけると大変に助かります。低学年における制度の見直しを図ることはできますでしょうか。

次に、御殿場市では、基本的に学童は退園としてはおりますが、家庭の状況においては強制とせず、預かれる状況であれば延長も検討してくださっているそうです。制度は確かに制度ではありますが、各状況への配慮を検討していただけますでしょうか。それは可能でしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

行方市の視察につきましては、今後検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 1点目、廃止につきましては運用上の問題ということでございますので、問題、課題、それから今後どのぐらい数が出てくるかということ再度精査しまして、なるべく早く対応していきたいというふうに考えております。

それから、2点目、学童に対して対象を絞ってということでもありますけれども、先ほどの答弁にもありましたけれども、定員を超える状況が出ているというところがあります。やはりこの放課後児童という制度の趣旨を鑑みますと、まず就労したい、もしくは就労したい希望があるのに諦めなければならないような状況にある方、これらの方々が入るべきというような考え方があります。ですので、育児休業になられる方につきましては、キャパシティーの問題もありますこと

から、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

3点目につきましては、こども未来課長より回答をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 3点目の小林議員の質問にお答えさせていただきます。

状況によりということですが、近隣の市町の状況等を確認しながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○6番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月14日木曜日 午前10時開議

議案第99号から議案第110号までの議案12議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和5年第6回小山町議会12月定例会会議録

令和5年12月14日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	高橋 正彦君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
福祉長寿課長	杉山 則行君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君

閉 会 午前11時12分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第99号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第3 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 日程第5 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第9 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第111号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第8号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。総務課長は本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第99号 町道路線の認定について
日程第2 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例について
日程第3 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
日程第5 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
日程第6 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第7号）
日程第9 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第99号から日程第12 議案第110号までの議案12件を一括議題とします。

それでは、11月28日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、11月28日、総務建設委員会に付託されました8議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月7日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長など、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第99号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例についてを報告します。

委員から、条例を廃止するという事は、この莫大な費用をかけたプロジェクトに一つの区切りをつけることになるので、当然に事業報告、成果、決算はセットで示すというのが常識だと思うが。との質疑に。

本条例の施行期日は令和6年4月1日であるため、来年3月31日までこの会計は存在しています。その後、地方自治法の規定に基づき、決算書を作成し、監査委員の審査を受けて、来年6月定例会に決算の議案などを上程させていただきます。との答弁がありました。

委員から、現在までに一般会計から2億3,000万円余が歳入されたままになっている。これについてはどう処分するのか。との質疑に。

本年9月定例会の補正予算（第1号）において、1億6,000万円余を一般会計に繰り出しする予算の承認を得ています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第100号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを報告いたします。

委員から、第1条でいう対象となる当該事業は、条例をつくることによって成り立つのか。あるいは国、県などの承認を得て対象事業になり得るのか。との質疑に。

当該事業とは、町の地域再生計画である小山町まち・ひと・しごと創生推進計画に載っている事業であります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第102号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第7号）を報告します。

委員から、入湯税が720万円増額となっているが、その内容は。との質疑に。

新型コロナウイルス感染症の影響が和らいできており、宿泊を伴う入湯客数が想像を上回る回復となっている。個別の施設については、ホテルジャストワンが20%増、富士美華ホテルは約8倍となっています。との答弁がありました。

委員から、繰越明許費の町道整備事業3億2,500万円余について、この理由は。との質疑に。

地権者との交渉による用地取得、物件移転補償に時間を要することにより、翌年度へ繰越しす

ることができる予算の上限額を設定するものです。との答弁がありました。

委員から、須走地区活性化事業費の修繕料880万円の詳細は。との質疑に。

主に壁や床の張り替え、そして天井や階段の塗装など機能保持を目的とした改修です。との答弁がありました。

委員から、公設民営の診療所の開設については、須走地区の喫緊の課題であると認識しているが、公営塾については、費用対効果を考慮し、民間への施設の提供という手法も考えられないか。令和2、3年度の決算などを調べると、かなり多額の町費を投入している。金額にすると2,000万円程度の町費を投入している。この公営塾に税金を投入するという点について、どうしても疑問がある。なかなか民営でやることは難しいという話があったが、やはりここを追求してほしいと考える。施設を改修し、町が交付金を拠出して運営するという考え方ではなく、例えば施設を貸して、場所などを提供して、そこに民間が出していただく。なかなか収支は難しいと思うが、やはりそのところを模索して行ってほしいと思うが。との質疑に。

須走地区は民間の塾が進出するのはかなり厳しい状況であり、公営塾を進めていこうということになりました。既に何社か相談した塾もありますので、プロポーザルで提案していただき、進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、須走の医療と公営塾の話だが、もともとこの二つは、以前、それぞれ各地区でやった実績がある。まずは実績、評価などの過程を経て、その上で医療機関、行政機関、地域代表者を含めて万機公論に決した方がいいと思うが。との質疑に。

令和3年度に放課後学習塾を開いたのは、もともと須走地区の方のニーズに沿った形で事業を始めたものです。また、須走地区の医療施設については、無医地区になることを避けるためにスピード感を持って対応する必要があります。地元の方の理解を得た中でこの事業を進めており、医師会とも医療問題協議会等において今後十分協議をしていくという認識です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第106号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第3号）を報告いたします。

委員から、土地貸付収入8万円について、その内容は。との質疑に。

面積は475平方メートル、地目は、登記簿上は一般山林で、普通財産として管理しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第109号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました8議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町道5062号線の町道認定箇所、旧富士伊豆農業協同組合須走支店の状況、須走低区配水場の状況についての現地確認と視察をしましたことを併せて御報告いたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、11月28日、文教厚生委員会に付託された5議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

12月8日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、健康保険については財政的に厳しく、小山町の健康保険税は他市に比べて高いと言う人もいるが、このままでやっていけるのか。との質疑に。

他市に比べて高いということは決してなく、適正な税率によって税をいただいています。小山町は長年、税を上げないで据え置いたままですが、今後必要に応じて税率を上げ、適正な運営ができるようにしていく予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第104号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、改正する内容の詳細は。との質疑に。

健康福祉会館のリラクゼーションスタジオと小山町総合体育館のトレーニング室が両方とも月曜日がお休みでしたので、1週間を通じて運動ができる場を提供するため、令和4年度からリラクゼーションスタジオのお休みを試行的に水曜日に変更しました。その結果、利用者の増加も見られたことから、正式に休日を月日から水曜日に変えるものです。との答弁がありました。

委員から、増加が見られているということだが、どのような傾向があるのか。との質疑に。

令和3年度はコロナの影響もありましたが、令和4年度の延べ利用人数は5,763人で、令和3年度から829人の増加がありました。今年度は9月までの途中経過ですが、延べ利用人数は3,141人で、令和4年度に比べ166人増加していますので、定着してきていると考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第105号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第7号）を報告します。

委員から、こども園管理運営費の多様な保育推進事業費補助金の増額内容は。との質疑に。

小山町在住の児童で、1・2歳児が町内外の私立認定こども園等を利用している場合に補助金を支払う制度です。当初見込みよりも1・2歳児の人数が増えていることから、今回補正をさせていただきます。との答弁がありました。

委員から、小学校管理運営費の消耗品費1,872万9,000円の詳細は。との質疑に。

4年に一度改定する小学校で使う教師用の指導書です。との答弁がありました。

委員から、自主防災対策事業補助金50万円の詳細は。との質疑に。

防災倉庫の新築で30万円、防災倉庫の改修で10万円、それから昨年度より若干補助金の活用が増えていることから、10万円を要求したものです。との答弁がありました。

委員から、小学校施設整備費の修繕料191万7,000円の詳細は。との質疑に。

小学校5校全てで修繕を行います。内容は、消火栓ホースや自動火災報知設備の交換、北郷小学校の合併浄化槽エア一管の修繕等です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第106号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、北郷中学校においてALTの授業の状況について視察を実施しましたことを併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第99号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第2 議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 牧野恵一君。

○4番(牧野恵一君) 私は、議案第100号 小山町上野工業団地造成事業特別会計条例を廃止する条例について、反対いたします。

上野工業団地造成事業は、47億円を投じ、7か年をかけて完了させた大規模事業であります。今回の議案は、事業が実質的に完了したので特別会計を閉じようとするものですが、私は次の2点を理由として反対するものです。

まず、1点目ですが、事業報告がないということです。各地区の総会でも通常は事業報告と会計報告は必ず添えなければならない資料です。上野工業団地計画はどのような経緯をたどり、どのような成果を上げたのかを町民に説明するのは、行政の義務ではありませんか。

反対の2点目は、会計報告がないということです。特にこの事業においては、独立採算が原則にもかかわらず、毎年のように一般会計から融通を受けて経営してきたものであります。その総額は2億3,400万円であります。役場は、特別会計から回してもらった金は一般会計に返すと言ってきましたが、令和4年度までは1円も返しておりません。特に令和4年度には、予算では約1億円を返すと言っていたものの一切返さず、逆に8,000万円を一般会計から繰り出してしまっています。過日の総務建設委員会において、2億3,400万円の返還について問うと、令和5年度予算で1億6,000万円を予算化しているとの答弁でした。しかし、これでは7,000万円足りませんし、そもそも予算ではなく決算として返還したという証が必要なのであります。令和4年度の会計処理を見れば、予算にあるという説明で借金返しが確実に行われると納得はできません。議案となっている特別会計の閉鎖の方針には、とても同意はできません。

まずは、上野工業団地造成事業特別会計への一般会計から回してもらった借金を返し、その上で決算をまとめるのでなければ、この特別会計の正確な決算は出ないはずであります。

以上、この審議に必要な資料が何も添付されていない以上、この議案には反対いたします。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第101号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第102号 小山町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第103号 御殿場小山広域都市計画地区計画上野工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第104号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第105号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対討論の通告をしていた牧野恵一君から通告の取下げの申出がありましたので、これを許可しました。

改めて、反対者の発言を許します。1番 石原和美君。

○1番(石原和美君) 私は、議案第106号 令和5年度一般会計補正予算(第7号)の公営塾事業に反対する立場から討論をいたします。

町長の政策提言であり、須走地域の活性化のための公営塾事業自体を否定するわけではございません。物価高騰が続く今、経済的格差に関係なく、安い費用で、学習の機会を得られることは非常に意義のあることだと思います。ただ、今回の公営塾事業は、4年前に放課後学習室という形で町内に展開され、生徒数の減少、その他の理由で一度終了している事業です。再開に当たっては、学習室が閉校に至った経緯、原因等、しっかり検証し、慎重に行うべきではないでしょうか。

4年前、放課後学習室を始めるに当たって、平成30年に学習状況に関するアンケートを町内全小中学校の保護者を対象に実施しました。私が11月28日の本会議においてこの事業について質問を行った際、この5年前のアンケートを基に御父兄からのニーズが多いとの当局からの御説明でしたが、5年間の間に、コロナ禍を経て地域の状況、御父兄の考え方も変わっていると思われま。須走小学校の生徒数もアンケートを実施した平成30年の生徒数242名から現在の197名と45名減少、小中合計数では24名減少しています。

今ではオンラインでアンケートの集計を取ることも可能であり、現時点での皆様からの御意見、御要望をしっかり把握、調査した上で検討すべきではないでしょうか。

また、今回の公営塾は、以前の学習塾とは違い、タブレットを使用したAIによる最新の学習方法であるとの説明も私が当局からお聞きしたのは3日前です。11月14日の議員懇談会で公営塾事業開始についてのお話を聞いた際には、そのような詳細についての説明は一切ありませんでした。あまりにも性急過ぎる事業の進め方であり、このような事業は、賛否両論があるにせよ、まず町民、そして町民の代表である議員の納得のいく形で進めるべきであるという考えから、熟慮した結果、公営塾事業に関する補正予算に賛成することはできません。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。10番 渡辺悦郎君。

○10番(渡辺悦郎君) ただいま議題となっております議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第7号)について、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、町民の生活安定向上のための予算であります。

公営塾運營業務関連の部分について討論いたします。

大きな理由の一つ目です。

令和6年度の末には須走地区の診療所がなくなる見込みであり、須走地区の住民の安心・安全を確保するために、早急に診療所等の医療施設を整備しなければならないと考えます。

この町の喫緊の課題を解消するため、須走地区へ医療施設の誘致が必須です。その一歩目となる旧富士伊豆農業協同組合須走支店の土地と建物を取得することは、大変重要なことであると考えております。

次に、須走地区は、最近人口の減少が大きく、住み続けてもらい、さらに新たに住んでいただくための施策を打たなければ、人口減少が加速するばかりとなっております。

町長のマニフェストの当初、「子育て教育100年の計への挑戦」にも掲げているとおり、子ども達の学習支援環境を充実するために、公営塾の開設をまずは人口減少が著しい須走地区から導入し、町内全域に広めていただきたいと思いますと考えます。この手法は、既に全町内小学校に開設している放課後児童教室と同じであります。

また、平成30年度に町内小中学校全員を対象とした保護者アンケートの結果からも、家に近いところに塾が欲しいことと、学習費用の助成が高い割合を示していると聞いております。

子どもの1年は大人の1年と違い、より早い対応が必要であります。

これら須走地区の診療所整備のための用地等の購入費、学習支援環境を充実するための公営塾の事業費を含む予算については、本定例会の常任委員会においても承認すべきものとなっているところであります。

以上の理由から、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は、議案第106号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、須走地区に計画している公営塾の開設、運営費についてであります。

初めに申し上げておきたいのですが、旧JAふじ伊豆須走支店の敷地建物の取得及び建物修繕等に必要の予算は否定するものではなく、公設民営の診療所及び調剤薬局の設置につきましては、須走地区民の医療環境整備及び日々の暮らしの安心のための喫緊の課題であり、速やかに開設に向けて諸準備を進めていただきたいと思いますと考えております。

さて、公営塾の開設と運営費に関しての新たな予算確保及び債務負担行為補正について、意見を述べさせていただきます。

まず、公営塾の業務方針や運営内容についての詳細が分からない状況の中で、補正予算の認定について問われても、どう判断してよいのか分からない点です。

11月14日の議員懇談会において、土地建物の取得について補正予算に計上したいという唐突とも言える説明がございました。敷地建物の取得はJA側と売買に向けて調整を行い、建物については不動産鑑定による取得対価を設定しての予算要求であること、また、その際、1階部分は診療所、2階部分は公営学習塾を令和6年4月までに開設するべく検討中という内容です。公営塾開設については町長マニフェストに挙げられたものとの認識はございますが、事前に公営塾設置ありきで進めていることに驚きを感じました。その後、正式に公営塾の業務方針や運営内容につ

いての説明がなされておらず、債務負担行為の令和6年度分の予算の上限440万円相当を担保することにつきましても明確な根拠がないまま提案されているわけです。

事前に事業の詳細について説明があり、その内容を審議、討論してどうあるべきかを検討し、議会に諮り改めてその内容を審議し、採決する。本来あるべき工程をきちんと踏まない状態では、賛成反対はおろか、判断そのものがない状況であります。

次に、税金投入の公平性、平等性の確保の観点から疑問があることです。

児童生徒の学力向上は、教育委員会、各学校が総力を挙げて頑張ってくれています。なぜ教育課程外の学習塾運営を自治体がやらなければならないのか理解できません。

過去に実施した公営学習塾である放課後学習室では、年間2,000万円以上の大金をつぎ込んで実施したものの人気がなく、受講生が少なく廃止したという大きな反省があります。募集の案内チラシを対象とする児童生徒全員に配り、希望があればどの子も受け入れるから平等性は担保されるというのであれば、それは違うと思います。一部の生徒しか恩恵を受けないものであるならば、公平、平等ではないということです。

子どもの学力向上を教育施策以外で実施したいのであれば、町民ニーズに即して、児童生徒が減少するであろう今後を見据え、その道のノウハウや実績のある民間事業者が、御家庭の意向に合わせ受け入れ、学習していただくことが望ましいと考えます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたが、業務の詳細についてしっかりと説明していただき、その内容を継続的に審議、討論をして、本事業の有効性と本来あるべき税金の使い方をしっかりと考えていく必要があると思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長長の報告は可決です。本案は、各委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第106号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第107号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第108号 令和5年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第109号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番(菌田豊造君) 私は今議会に提出された議案第109号 小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第3号)について、以下の理由をもって反対いたします。

今回の補正は、財産収入のうち、財産を運用したために得た収入8万円であります。これにより、この収入は土地を貸し付けたために得た収入であり、その面積は475平方メートル、平米単価が185円であります。坪数でいくと143.68坪、坪単価でいくと610.5円になります。こうした問題は、高い安いの問題ではありません。

私が懸念するのは、この貸付先が富士総業であり、町長の親族の経営する会社であるからであります。

そもそも権利、権力を有する者がその地位を利用して親族にその便宜を図るなどということは、決してあってはならないことだと私は思っています。これらは民法108条の利益相反に当たるものと私は確信しています。町政において重要なのは、公平公正であることとともに、透明性であります。この事業のどこにそれがあるのでしょうか。こうしたことが度々行われると、町政に対して町民の信頼を得ることは難しく、むしろ町政から離れていくと考えるのは自明の理であります。これが町長就任の再稼働の初日に契約されていることに私は驚きました。あまりにも不透明さが残ります。

以上をもって、私の反対理由といたしますが、これらを防ぐにはどうしたらいいか。今後これらにおいても透明性への確保、例えば第三者機関による評価など利益相反の疑念を回避することに役場全体で取り組み、町政の信頼を取り戻してください。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第110号 令和5年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第110号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、12月19日に南足柄市で開催されます議会議員交流会に全議員を、12月26日に函南町で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、1月23日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会全議員研修会に全議員を、2月1日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を、2月6日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会議会広報研修会に広報広聴委員会委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、議案第111号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第8号)の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第111号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願いをいたします。

追加日程第1 町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第111号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、議案第111号 令和5年度小山町一般会計補正予算(第8号)であります。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,559万4,000円を追加し、歳入歳出総額を135億

8,875万1,000円とするものであります。

なお、議案の審議に際し、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第111号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第111号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第111号 令和5年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,559万4,000円を追加し、歳入歳出総額を135億8,875万1,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

16款2項12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を9,559万4,000円増額いたします。これは物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対し7万円を給付する給付金とその事務費分を臨時交付金として受けるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄(4)物価高騰対応住民税非課税世帯支援給付金費を9,559万4,000円増額しますのは、速やかに給付を開始するためのシステム改修費396万円と給付金9,100万円が主なものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第111号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和5年第6回小山町議会12月定例会を閉会といたします。

午前11時12分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎